

平成 3 0 年

厚生委員会会議録

と き 平成30年10月29日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会厚生委員会

日 時 平成30年10月29日（月） 午前10時00分～午後 3 時 7 分
場 所 品川区議会 議会棟 6 階 第 2 委員会室

出席委員 委員長 石田 秀男 君 副委員長 鈴木 ひろ子 君
委員 鈴木 真澄 君 委員 芹澤 裕次郎 君
委員 若林 ひろき 君 委員 こんの 孝子 君
委員 石田 ちひろ 君 委員 木村 けんご 君

出席説明員 中川 原 副 区 長 永尾 福 祉 部 長
大串 福 祉 計 画 課 長 寺嶋 高 齢 者 福 祉 課 長
宮尾 高 齢 者 地 域 支 援 課 長 松 山 障 害 者 福 祉 課 長
飛田 障 害 者 施 策 推 進 担 当 課 長 矢 木 生 活 福 祉 課 長
福内 健 康 推 進 部 長 川 島 健 康 課 長
品川区保健所長兼務 鈴木品川区保健所生活衛生課長
三ツ橋国保医療年金課長 仁平品川区保健所品川保健センター所長
鷹箸参事（品川区保健所 保健予防課長事務取扱） 榎本品川区保健所荏原保健センター所長
間部品川区保健所大井保健センター所長

○午前10時00分開会

○石田（秀）委員長

ただいまより厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、新委員の紹介の後、議案審査、請願・陳情審査、報告事項、所管事務調査およびその他を予定しております。

なお、平成30年陳情第17号の写しを机上に配付しております。これは、議長より参考送付を受けたものでございますので、後ほど各自ご覧ください。

本日は、1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 新委員の紹介

○石田（秀）委員長

まず初めに、予定表の1、新委員の紹介を行います。

この度、新しく選任されました芹澤裕次郎委員から、自己紹介をしていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○芹澤委員

おはようございます。改めまして、自民党・子ども未来、自民党品川区議会議員になりました芹澤裕次郎と申します。よろしく申し上げます。

○石田（秀）委員長

ありがとうございました。

本日から当委員会に芹澤委員を加えたこのメンバーで委員会活動を進めてまいりたいと思います。改めまして、有意義な委員会となりますよう皆様のご協力をよろしく申し上げます。

以上で、予定表の1、新委員の紹介を終了いたします。

2 議案審査

- (1) 第78号議案 品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、予定表2の議案審査を行います。

まず、(1)第78号議案、品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木生活衛生課長

それでは、第78号議案、品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。お手元の資料をご覧ください。A4縦の文書の資料でご説明をしながら、あわせて2枚目の新旧対照表もご覧いただければと思います。

まず、この条例の改正理由でございますが、区内の浴場における衛生および風紀の保持につきましては、「品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例」に基いて保健所のほうで指導を行っているところでございます。昨今、浴槽の衛生管理の状況、機器の性能であったり、また事

業者の管理状況が向上していること、また、全国のほかの自治体などの動向を踏まえまして、浴場業における衛生措置の基準について見直しを行うものでございます。この浴場における衛生措置の基準等につきましては、本来都道府県で定めていたものでございますが、法によりまして保健所設置自治体においてはその自治体の条例で定めることとされております。

2番の改正内容でございます。今回の改正は3点ございます。まず1点目は、浴槽水の換水頻度の見直しということで、新旧対照のほうでは条文としては第4条第1項第8号の部分になります。現在、条例では、レジオネラ症、レジオネラ菌によります感染症ですね、これについての防止策ということで、浴槽水は毎日換水するよう規定をされております。一方で、国が地方自治体の技術的助言として作成しております「公衆浴場における衛生等管理要領」におきましては、「毎日完全に換水して浴槽を清掃すること。ただし、これにより難い場合にあっては、1週間に1回以上完全に換水して浴槽を清掃」と記述がございまして。また、実際に浴場のレジオネラ属菌の集団感染については、近年全国的に見てもまれな事例となっております。配管洗浄の未実施とか不適切な浴槽水の消毒等によるものが若干ある程度というのが現状でございます。

それと、要領および衛生管理の向上を踏まえまして、東京都や神奈川県等の自治体におきましては、原則としては毎日の換水という規定になっておりますが、循環ろ過を行っているなどの特定の浴槽については、週1回以上の換水を認めております。品川区の保健所におきましては、年1回のレジオネラ菌の検査の検出率は、大体近年10%を下回って数%で推移をしているものでございます。このようなことから、お湯の量の少ない温泉利用施設、それから連日使用する循環型浴槽といった浴槽については、衛生面は担保しつつも、週1回の換水を認めるというような改正になっております。

裏面をご覧ください。週1回の換水を認める場合です。これが条文の但し書きの部分になりますが、3点の要件を全て満たすものが対象となります。1点目はろ過装置を使用して浴槽水を循環させていること。2点目が、気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備が設置されていないこととございます。使われていないということです。それから、維持管理が良好で、公衆衛生上支障がないと認められること。この3点を満たす施設に関しては、現在毎日換水して清掃するところを週1回に変更が可能ということになります。

それから、改正の2点目です。(2)浴水槽の消毒方法の見直しでございます。こちらは、条文で言いますと第4条第1項第10号のエになります。これまで浴槽水の残留塩素の濃度をリッター当たり0.4mgに保つように規定をしておりましたが、これによりがたい場合であっても、塩素系薬剤とその他の消毒方法の併用、つまり塩素を必ず使うという規定になっておりました。また、比較的安価に入手できるモノクロラミンという結合残留塩素があるのですが、こちらは塩素系のものと併用すると強烈な塩素臭が発生するという問題がございました。国では、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」におきまして、その消毒方法として、アルカリ性の環境でも消毒効果を発揮するモノクロラミンを単独使用できることとしております。都と区では今までもモノクロラミンの単独使用を認めておりませんでした。国のほうの通知では現在認められております。これに伴いまして、都のほうでモノクロラミン等の単独使用も認めるという改正がございましたので、区の規定についても同様の改正をするものでございます。

3点目でございます。風俗営業等規制及び業務の適正化等に関する法律、風営法の規定に該当する公衆浴場の営業時間の見直しでございます。風営法の第13条では、「風俗営業者は、午前零時から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない。」となっておりますが、平成27年、風営法の

一部を改正する法律が施行されまして、日の出時は1年間でその時間に変動があることから、営業者のほうも時間がその都度変動して負担となるということで、「日出時」という規定を「午前6時」に変更する改正が行われました。これは平成28年6月に施行されております。都の条例も同様の改正がございましたので、区も条例におきまして規定をしております時間について同様の改正を行います。こちらが新旧対照表の条例のほうでいきますと、第4条第2項第1号の夕に当たる部分です、午前6時という時間の明記になります。

以上、3点の改正につきましては、全て都の条例や規則、改正に合わせたものとなっているものでございます。

3番の施行日でございます。これは都でも条例施行されていることから、議決をいただきました公布の日を持って施行ということで考えております。

それから、4の関連規則の改正でございます。この改正に伴いまして、品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例施行規則、これにつきまして「週1回の換水を認める場合の要件」を追加するものでございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

ご説明ありがとうございます。この資料で改正理由のところに、昨今の浴槽の衛生管理が向上していることとあるのですが、これはなぜ衛生管理が向上しているのかということをお聞きしたいのと、あと改正内容のところ、「現在、条例では、レジオネラ症の防止対策として、浴槽水は、毎日換水するよう規定している」と。それが平成15年2月14日に国から通知が来た、技術的助言として作成している「公衆浴場における衛生等管理要領」において、「毎日完全に換水して浴槽を清掃すること」、ただしということで「週1回以上完全に換水して浴槽を清掃」という記述もあるということで、この平成15年に技術的助言があつて、それを現在平成30年に実施する理由も伺いたいと思うのです。

それと、他自治体の動向も踏まえと書かれているのですが、23区内で同じように条例改正または規則を改正しているところというのがわかれば教えていただきたいと思います。

○鈴木生活衛生課長

まず、1点目の近年の衛生状況、環境等の向上の理由でございますが、一つには機器等の性能の向上が考えられると思います。それとまた、保健所のほうでも年に1回必ず立ち入りの検査をして、そこで菌の検出がされないか、検出された場合には改善の指導を行っておりますので、事業者の意識なり環境もしっかりと整ってきたということで近年実際のレジオネラ菌による感染症の発生がないというのが現状だと考えております。

それと、国のほうの技術的助言が平成15年に出された後、今まで改正がされていなかった理由ということでございますが、基本的には東京都の考え方としまして、これは国の助言、全国一律の規定でございますが、東京都の人口密度だったり、それから環境に鑑みて都のほうでしばらくはこの現状の毎日1回の換水を維持したいというのが都の当時の考え方だと聞いております。その後、東京都でも先ほど申し上げましたような現状の維持管理環境の向上等を確認した上で、神奈川や千葉、埼玉などもほぼ似たような時期で週1回を認めるというふうになってきておりますので、東京都も今の段階で改正をしたと聞いております。

それから、23区の改正状況でございますが、この東京都の条例改正が行われたのが今年度の都議会の第2回の定例会でございますので、今年度から来年度にかけて各23区においても改正が行われていくという状況でございます。

○石田（ち）委員

そうすると、23区内ではほかには第3回定例会が終わってきていると思うのですが、そこではどこがこの条例改正をしたのかというのは把握されていないということですか。もしもわかれば、もう結構進んでいるのかどうかというのを伺いたいなと思ったので、お願いしたいと思います。

それと、やはりレジオネラ菌によるレジオネラ症というところの危険は検出も少なくなってきたということですが、レジオネラ菌はもともと土壌や河川等に育成する環境細菌ですよね。一般的に感染力は強くないそうですが、新生児や高齢者、糖尿病や透析患者などハイリスクな方は感染しやすいとされています。感染後、有効な抗菌薬が投与されない場合は、7日以内に死亡することが多いとされています。非常に怖い細菌であるなと私も調べてみて感じました。

やはり、重要なのは、レジオネラ菌が検出されないということだと思っております。現在も毎日換水という条例上のもとで、ここの資料にもありますけれども、「品川区保健所においても、レジオネラ属菌行政検査での検出率は、平成25年以降、10%を下回っている」ということで、ゼロにはなっていないのだなということなのだと思います。この10%を下回っているということの評価というのか、それとあとどういう検査、何件検査をして何件が検出されているのか、そういうところもわかれば教えてください。

○鈴木生活衛生課長

まず、各区の条例改正の状況でございますが、今回委員会でご報告するに当たって、正式に調査をかけたわけではございませんが、インターネット等で調べたところ、数区で既に改正の手続をしたり、終わったりしているという状況だと認識しております。

それから、レジオネラ菌の感染症についての検出されないことというようなところでございますが、基本的にレジオネラ菌の検出は、その後の質問にあった検査の検出結果でいきますと、毎年50前後の施設、全ての対象施設を検査をいたしまして、1件から2件ぐらいの検出です。分母が小さいので、パーセントにしますと3%から5%程度というのが品川区内の現状になっております。

この検出がないに越したことはないというご意見でございますが、もちろん検出されないに越したことはないですが、検出された場合には当然検出された理由、維持管理状況などの確認をしまして、検出されないように適正な管理ができるように指導を行いまして、その後改めてもう一度検査をして未検出の確認をしているところでございます。

それから、委員のご指摘にもありましたように、路上や河川等通常場所にも存在する菌であって、また感染力も弱いというところがありますが、基本的には毎日換水をしているということで、お湯を入れかえた時点で1回洗浄・消毒をして、その都度きれいになる状態でございますので、またよほど高齢の方や何か特別病気等で抵抗力が弱っている方でない限りはそう簡単に感染しないということで、実際に区内でのレジオネラ菌による感染症が発生していないというのが現状でございますので、基本的には現在のところまで品川区内の公衆浴場に関しては適正な維持管理が行われ、感染症も発生していないというのが現状としての評価、認識でございます。

○石田（ち）委員

検査を毎年50前後の施設全てにやっつて、レジオネラ菌が検出されるようなところは一、二件という

ところでした。こうした衛生管理等はその施設自身が日ごろやるわけですよ。そういうわけで、そういうところでは専門的知識のないもとでの衛生管理になってくるかと思うのですけれども、そういうところに講習とか研修というのですか、そういうことを区としては保健所としてやったり周知というのですか、安全性を高めるためにそういったことはされているのかどうか伺いたと思います。

それと、続けて、この条例に該当する、浴槽水の換水頻度の見直しのところにかかってくる公衆浴場というものは、区内にどれくらいあるのか。それで、週1回以上の換水がよしとされる要件、①、②、③を満たす施設は区内にどれくらいあるのかを伺いたと思います。

○鈴木生活衛生課長

まず、公衆浴場の検査についてのご質問でございますが、基本的には専門知識がないというふうにご指摘があったのですが、保健所のほうに届け出が出てしっかりとした基準を満たしているか、また維持管理の体制を組んでいるかというところのチェックをしておりますので、そういう知識のない方が事業を営んでいるわけではございません。

また、検査につきましても、区では必ず年に1回立ち入りで菌の検出検査等を行っておりますが、それとは別に各事業者が自主的な検査を年に1回行うことになっていきますので、品川区の保健所のほうでは、区の保健所の検査と、それから事業者がみずから行う検査を、おおむね半年ぐらい間をあけて適正な間隔で年に2回行われるというような体制で行っております。また、その指導に入ったり検査に入ったときに最新の新しい情報やまた衛生管理に関する指導などもしているところでございますので、そういう中で各事業者についても適正な管理が行われるように指導を行っております。

それと、週1回の換水を認められる施設についてでございますが、要件は先ほど申し上げました3点を全て満たす施設ということで、区内で該当する施設は銭湯で3件、その他の公衆浴場等の施設で2件、合計5件が一応要件を満たす施設になります。実際に週1回の換水が認められるためには保健所に届け出が必要になりますので、その届け出があった時点で改めて保健所のほうで現地の施設の調査に入りまして、要件を満たしているかどうかを確認した上で、週1回の換水を認めるという形になります。

○石田（ち）委員

該当する施設が区内に何件あるかっておっしゃっていただけましたか。今要件3個を満たすものを言っていたのですけれども。聞き逃していたらすみません、もう一度お願いしたいと思います。この公衆浴場の条例に該当する区内の施設の数。

○鈴木生活衛生課長

区の衛生の基準等が適用される公衆浴場ということであれば、総数は平成29年度末、今年の3月で60件になります。そのうちこの3要素を全て満たすものが、先ほど申し上げた5件ということになります。

○石田（ち）委員

ありがとうございます。ちょっとできれば内訳を教えてくださいなと思うのですけれども、この60件のうち銭湯が幾つでとか、多分シルバーセンターのお風呂とかも入ってくるのかなと思うのですけれども。それから要件を満たす5件のうちのその他というところは、その他の2件は何なのか、伺いたと思います。

○石田（秀）委員長

いいのだけれども、質疑をとめるつもりもないが、議案審査をしているので、それについてこれだからこういうことをわかって、だからどうか。ただ数を聞いていても議論を進めていく、議案審査をし

ているわけだから。数がわかって、ではこれをこうなったらこうとか、だからこうとかいう話にならないと、ただ聞いているだけだったらずっとその話ばかりになってしまうから、要点をもうちょっとまとめて質問していただいたほうがいいかな。

答えをどうぞ。

○鈴木生活衛生課長

公衆浴場60件の内訳ですが、銭湯が24件、個室付きの浴場が2件、サウナ等が24件、シルバーセンター等が10件でございます。ご質問にあったシルバーセンターやゆうゆうプラザはシルバーセンター等の10件の中に含まれております。

○石田（ち）委員

その他の2件、3つの要件を満たす5件のうちのその他の2件は何なのかというのも伺ったのですけれども。これが品川区内のどういった施設でこの条例が改正されることで週1回になっていくのかというのを知りたかったのでこういうことを伺っているのですけれども。なので、その他の2件というのは内訳がわかれば教えてください。

○鈴木生活衛生課長

済みません、手元に台帳を全て持ってきていないので、要件に該当するも件数を申し上げたのですが、その他に含まれる施設としては、先ほど申し上げましたように、シルバーセンターのお風呂であったり、それからスポーツジム等に入っていて大きな浴槽があるものがそれらの2件になると思います。

○鈴木（ひ）副委員長

今公衆浴場の対象になる施設が、銭湯が24件で、シルバーセンターがゆうゆうの2カ所も入れて10件で、サウナ等が24件で、個室付き銭湯が2件でしたよね。そうしたら、スポーツジムというのはどこに入るのでしょうか。

○鈴木生活衛生課長

一番最後のシルバーセンター等というくくりでカウントしております。

○鈴木（ひ）副委員長

シルバーセンターでたしかお風呂があるのが8カ所で、ゆうゆうが2カ所で、これで私は10件かなと思ったのですけれども、スポーツジムが何件かというのがわかったら教えていただきたいと思います。

それから、もう一つなのですけれども、裏のページに行って、3点に該当した場合はこの適用になるということなのですけれども、3番の「維持管理が良好で、公衆衛生上支障がないと認められるとき」というのは、誰がどの基準で認めるのかということについてもお聞かせください。

それともう一つ、このレジオネラ菌の発生を抑えるためには、本当に衛生管理というのがすごく大事になると思うのですけれども、そういうところで東京都のほうは衛生管理講習会というのを開催してレジオネラ症発生予防策としてのろ過機や配管等の維持管理、浴槽水の遊離残留塩素濃度の確保とかさまざまな施設の衛生的な管理の徹底などを講習会によって研修をしているということではあるのですが、そういう点では品川でこの講習会の対象になるところがどれぐらい受けているのか。こういう研修がされているかどうかを品川区として把握されているのかについても教えてください。

○鈴木生活衛生課長

まず、スポーツジムの件数ですが、すみません、今日台帳を全部持ってきていないので、スポーツジムが何件かという具体的な数字は今わかりません。

それから、この3条件を満たした場合に週1回が認められる中の維持管理が良好で公衆衛生上支障が

ないと認められるのは誰がということでございますが、これは先ほど申し上げましたように、区の保健所のほうで年1回の菌の検査、それからそれ以外の巡回指導等に入っておりますので、そのときに数十項目にわたる衛生の管理チェックをしております。その維持管理が良好であれば、基本的には公衆衛生上支障はないと認められるということでチェックをしているところでございます。

それから、都の講習会についてでございますが、都の講習は都内全域の公衆浴場を対象にしておりますので、当然品川区の浴場も対象になっております。ただし、都の主催でございますので、詳細の参加者数や参加率については情報が来ていないので把握はしておりません。

○鈴木（ひ）副委員長

シルバーセンター等の中には、シルバーセンターが8カ所でゆうゆうが2カ所なので、そこには何か入らないような気がするのですが、それと、こら辺のところは今回こういう形での条例なので、対象の施設というのはどういう施設が対象となって、ここの施設がこういう基準緩和になるのだよということになりますので、私はこら辺のところはぜひここでもご答弁いただけるようにしておいていただきたいかなと一言言っておきたいと思っております。

それから、レジオネラなのですが、品川区でも50前後の検査を行って毎年数%出ているということなのですが、検出されないように指導をしているということなので、指導をされたら翌年はもう出ないということになってくるのかなと思うのですが、にもかかわらず毎年数件ずつ出続けているというのはどういうふうにかんがえたらいいのかということと、あとは私、レジオネラって本当に一時期ニュースでもすごく大きく取り上げられて集団感染をして死亡者も出したと、そういうことでこれだけ厳しい管理というところが求められるようになったということもあるのではないかなと思うのですが、そういう点ではその後余りずっと聞いていないなと思っていたのですが、いろいろ調べたら昨年も広島県の三原市の公衆浴場でレジオネラの集団感染が起こって、58人の方が被害に遭って、そのうち1名の方が命を落としたという状況もあるということでありましたので、そういうところからすると、やはり集団感染というのは何としても防いでいくということは必要かと思っております。そこら辺で品川区の浴場でも、本当に浴場の清掃がきちんとされてないというところが一気にレジオネラ菌が増殖するということの危険ということが書かれておりましたので、そういうところではこういうふうにも今でも集団の感染があるということと、それからこの品川でも毎年数件ずつ出続けているということに対して、なぜかということもお聞かせいただきたいと思っております。

○鈴木生活衛生課長

まず、レジオネラ菌の検出が毎年一、二件あるということについてでございますが、先ほど石田委員からのご指摘にもありましたように、通常生活している環境の中にいる菌でございますので、浴場のほうで毎日換水、清掃、消毒をしても、結局利用者の方について持ち込まれるというケースがございますので、多分そのためだと考えております。ただし、先ほど申し上げましたように、検査を行って検出された場合には、すぐまた指導に入りまして環境が改善されるのを確認しておりますので、それが放置されて感染が広がるという現状がないというのが現実だと考えております。

それから厳しい管理が必要な集団感染なので、いろいろ維持管理、衛生状況が求められるというご指摘でございますが、それは鈴木委員ご指摘のとおりでございます。しかしながら、それを踏まえた上で、先ほどご指摘があったように15年前、平成15年に週1回でいいという国の技術的助言が出るということでございますので、全国的に感染の発症が皆無とは申し上げませんが、この週1回でもしっかりと安全は確保できるという判断が国から出されていると考えております。

○鈴木（ひ）副委員長

15年のときに原則毎日換水で、ただしこれによりがたい場合はということでの例外としてということでは出されているということは私も見ましたけれども、あらゆるところに浴槽水は毎日完全にかえることが原則というふうなことで書かれているのですよね。それで、レジオネラ菌に対して検査は1年間に1回行うということなのですからけれども、それがもしこれを週1回以上ということにかえるのであれば、その頻度も上げることが必要だと書かれているのですけれども、そうすると区としては認められるということになった場合、この検査の頻度というのはどういうふうに上げていくという考えなのかについてもお聞かせください。

○鈴木生活衛生課長

先ほど申しましたように、区のほうの検査、年1回の検査とは別に、事業者のほうが自主的に行う検査が1回、この自主的な検査の回数が国のほうの技術的助言で規定をされているものでございますので、もし区のほうに申請をして週1回の換水にするということであれば、それを2回か3回以上に上げていただくということになるのがこの規定の内容でございます。

○鈴木（ひ）副委員長

そうしましたら、その検査の結果というのも区としては、東京都のほうの条例審査を見ましたら、何か毎月そういうふうな東京都に報告させているというようなところもあったのですけれども、品川区としては1回で、業者がやった検査についても区としてしっかりと把握していくと、そういう体制をとるということによろしいでしょうか。

○鈴木生活衛生課長

水質検査につきましては、自主的に行ったものについても区の保健所のほうに報告をいただいておりますので、区の検査と自主検査両方を把握しております。

○鈴木（真）委員

確認だけよろしいですか。先ほど来シルバーセンターって出てきますけれども、シルバーセンターはゆうゆうプラザを含めて10カ所ということになるかと思うのですけれども、それは対象にしていなくて、毎日換水するということがよろしいのでしょうか。

○鈴木生活衛生課長

シルバーセンターはゆうゆうプラザも含め、ちょっと新しい浴室は私は直接見ていないのですが、循環式でなければ対象にはならないので、毎日1回になると思います。

○宮尾高齢者地域支援課長

シルバーセンターおよびゆうゆうプラザの浴室に関しては、毎回全部お湯を入れかえて清掃させていただいております。

○鈴木（真）委員

それが今質問していた内容かと思ったので。

それから、事務事業概要を見ると、シルバーセンター等10件でサウナ等が24件になっているから、ジムはサウナ等に入っているのではないのと書類見ながら思ったので、一応確認だけ。

○こんの委員

今、鈴木真澄委員の質問に関連するということなのですからけれども、私もまず参考までに。

この国の要領では「毎日完全に換水して浴槽を清掃すること。ただし、これにより難しい場合は」と。この「より難しい場合」ってどういう場合なのかということ参考までに。何となくイメージがつくの

ですけれども、だから、これによりがたいというところが週1回以上でいいですよ、で品川区としては条件をつけて、この3つの要件にかなうところが週1回以上でいいですよというふうになると理解しているのですけれども、その理解でいいかと。

そうすると、次確認ですけれども、この60件中5件以外は全て毎日換水するというものでいいかと。ここをお聞きしたいと思います。

○鈴木生活衛生課長

まず、国のほうの指針の「これにより難しい場合」の内容でございますが、明確に示されているわけではないのですが、基本的には従業員や施設の規模、事業者の規模等何か理由があつて衛生面が維持できるのであればということだと考えております。

それから、対象施設以外は毎日換水かというご質問でございますが、先ほど申し上げた要件を満たせる5件についても、事業者のほうで週1回に切りかえたいという判断があつて届け出を出した場合のみでございますので、当然対象になっていないそのほかの施設については週1回の換水は認められませんので、毎日の換水を継続していくということになります。

○石田（秀）委員長

よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第78号議案につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○鈴木（真）委員

賛成します。

○若林委員

賛成です。

○石田（ち）委員

改正内容のところ（1）、（2）、（3）とあると思うのですが、やはりこの（1）の浴槽水の換水頻度の見直しのところで、レジオネラ菌が減少してきたとはいえ検出施設がゼロではないということ、それとやはり換水頻度を現行の毎日から週1回以上であればいいという規制緩和になってくると思いますので、ここはやはり慎重にすべきと考えますので、この条例には反対をします。

○木村委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第78号議案、品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

賛成多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

(2) 第81号議案 指定管理者の指定について

○石田（秀）委員長

次に、(2)第81号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○大串福祉計画課長

それでは、第81号議案、指定管理者の指定について、私からご説明させていただきます。恐れ入ります、お手元の資料をご覧くださいと思います。

まず、1番、選定の考え方でございます。該当施設は品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設。こちらの運営事業者として公募により選定された社会福祉法人福栄会につきまして、別紙でも添付しておりますけれども、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」3の(2)、それから「品川区指定管理者制度活用に係る指針」の3、および「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」、これらに基づきまして、指定管理者としての適格性を事業計画書の内容、申請者の概要等により審議をしたというものでございます。

続きまして、2番、選考方法および経過でございます。(1)指定管理者候補者選定委員会の構成。こちらは、福祉部長を委員長といたしまして、それ以外に5名の課長で構成をさせていただいたところでございます。(2)の選考基準および厚生委員会報告資料ということで先ほどちらっと触れましたけれども、別紙の1、2、3ということにつけさせていただいたところでございます。

恐れ入ります、別紙1をご覧くださいと思います。別紙1、品川区指定管理者制度活用に係る基本方針。これは抜粋という形で載せさせていただいております。その中の3番、指定管理者の選定ということで、(2)番、選定基準と選考基準ということで掲示されているものでございます。

それから、裏面をご覧くださいと思います。別紙2となっております。品川区指定管理者制度活用に係る指針。3といたしまして、指定管理者候補者の選定手続きについてということで、設置条例の改正・制定から始まりまして、募集、選定、指定と、こういった流れになっているものでございます。

それから、別紙の3でございます。福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準ということで、福祉部のほうで担当いたします施設につきまして、3つの種別に分かれた形でそれぞれ選考基準を定めさせていただきました。これに基づいた形で選考を行うというものでございます。

恐れ入ります、また1枚目のほうにお戻りいただきたいと思います。1枚目でございます。(3)指定管理者候補者選定委員会の開催経過でございます。選定委員会を平成30年8月20日に開催いたしました。選定候補者の概要および事業計画書等の内容を説明し、選考基準に基づく審査および評価を行い、指定管理者としての適格性を審議し、指定管理者候補者を選定したというものでございます。

恐れ入ります、裏面をご覧くださいと思います。3番、選定の結果でございます。(1)施設名称および指定管理者候補者ということで、品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設、今回の施設でございます。こちらにつきましては社会福祉法人福栄会を指定管理者候補者と決定をしております。

(2)の指定期間でございます。平成31年3月1日から平成36年2月29日までということになります。

(3)が選定の理由でございます。社会福祉法人福栄会は品川区内で高齢者・障害者・児童等、多くの社会福祉施設を長年にわたり運営してきた。こういったノウハウを活かしまして、利用者の個性へ配慮した運営や、地域や区との連携、こちらについても期待ができる。また、施設の適切な維持・管理、サービス、こういったものを安定的に提供する物的・人的能力等を有し、指定管理者としての適格性が

認められるため、同法人を指定管理者候補者ということで選定したというものでございます。

具体の事業内容につきましては、担当課長からご説明をさせていただきます。

○宮尾高齢者地域支援課長

私からは、資料7ページと8ページに沿って施設の概要をご説明させていただきたいと思います。

本件につきましては、去る8月27日の本委員会におきまして運営事業者の選定候補者を選定したというご報告をさせていただいたところでございます。施設の概要、実施事業につきましては、8月27日に説明をさせていただいたものと現在では何ら変更点はございません。ただい来年度の3月1日の開設に向けまして、建設工事を進めさせていただいているところでございます。

そして、今大串課長からもご説明がありましたように、選定理由といたしましては、複数の分野におきまして幅広い実績を持っていること、施設の目的を着実に達成できる安定的な事業運営、良質なサービスを継続的に提供できるすぐれた提案内容になっていたこと、区の諸施策についても理解が深く、開設後も円滑な協調運営が期待できること、財政基盤も健全で継続性のある安定した施設運営が期待できること等々から、こちらの施設の指定管理者としての適格性を十分に有するものと認めまして、同法人を指定管理者候補者として選定をさせていただくものでございます。

実施事業といたしましては、高齢者の介護予防、健康維持・増進および生きがいを支援する事業、在宅子育て世帯に対する支援事業、高齢者と子育て世代等、多世代の区民との交流を支援する事業。この3点を主に考えさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

平塚高齢者多世代交流施設の指定管理者の指定ということでの条例ですけれども、この選定理由のところにもサービスを安定的に提供する物的・人的能力を有しということ、福栄会はそういう法人だということ、候補者として選定したということでした。この平塚高齢者多世代交流施設は、高齢者の介護予防、地域ミニデイとか、あとは在宅子育て世帯の支援事業、ポップンルーム、オアシスルームも手がけるということで、前回も、今課長からもありました8月の委員会で報告いただいたとき、人員体制、やはりサービスを安定的に提供する物的・人的能力というところを活かしてもらって、人員が9人と前回答弁いただいたかと思うのです。それでもちょっと体制のところを伺いたいと思うのですけれども、高齢者の介護予防のところ、地域ミニデイですね、ここは何人ぐらいの受け入れで何人体制でやられて、この間ゆうゆうプラザ、地域ミニデイをやっているところもあると思うのですけれども、利用料なんかはそこと同じようになってくるのかどうかということ、あと、子育て世帯のポップンルーム、オアシスルームのところも何人受け入れて何人体制でどういった資格の方がやられるのかということ、を伺いたいと思います。

○宮尾高齢者地域支援課長

施設の人的な配置に関するお尋ねかと思えます。地域ミニデイ事業に関しましては、今現在まさに事業者と打ち合わせを重ねているところでございまして、何人ぐらいの定員に設定して、どのぐらいの頻度でコースを設定するか、こういったところを今まさに詰めているところでございます。

地域ミニデイに関しましては、既に先行事例もございますので、そういったものも十分に加味しながら進めていきたいと思っております。

あと、オアシスルーム、ポップンルームにつきましても、こちらも前回保育部門は管理者を含めて全部で7人と今事業者の方と話を進めさせていただいているところでございます。こちらも基準ののって適切な体制だと思っておりますので、こちらも万全を期して今後打ち合わせをさらに深めていきたいと思っております。

○石田（ち）委員

今打ち合わせ中ということなのですから、やはりどういったサービスでどういう人員配置にされるのかというのが、大枠わかってないというか、そういう提案が今からされるということなのですか。指定管理者を決めていくということなので、やはりそういう大枠の中身がどういう方が配置、専門の方ですね、そういうのもわからないままに指定管理者がこの平塚高齢者多世代交流施設をどういうふう運営されていくという、前回はそういった、こんなふうにしていきたいというのが示されたのですけれども、ではそれをするための人員とか専門職というのはどうするのかというのは、やはり指定管理者を決めていくには私たちはちょっと知っておきたい情報かと思って伺ったので、それが今打ち合わせ中ならなかなか出てこないのかもしれないのですけれども、そこはちょっと改めてこのときに出しておくようにしておくべきではないかと私は思うのですが。

あと、人員のところ、先ほど管理者を含めて7人とおっしゃっていて、前回の答弁のところでは非常勤を含めると9人だとおっしゃっていたのですけれども、非常勤を入れると9人になるということではないのですか。お願いします。

○宮尾高齢者地域支援課長

まず、地域ミニデイの運営体制に関しましては、すみません、ちょっと私も今しっかりとこういう受け入れ人数でこういう準備態勢でと申し上げられればいいのですが、まだ打ち合わせの段階で、もちろん大枠というのはしっかり決まっております。施設のオープンに向けて、今細部をまさに詰めさせていただいているところでございます。

そして、人員体制の7人、9人というところですが、9人というのは施設全部の管理スタッフも含めて9人。うち、オアシス・ポップンルームの従事職員が常勤換算で7人と考えてございます。

○鈴木（ひ）副委員長

今のところなのですから、地域ミニデイってボランティアを活用して今のゆるゆるのところで行っているのは、社協で行っているのは社協の職員が1人来て、あとは地域のボランティアの方を募集して、それで1週間に一遍やると、そういうものだと思うのですけれども、そういうおおよその枠というのはあるのではないかと思うのですけれども、そこら辺のところを教えてくださいということなのです。

それで、管理者、職員に対しても改めて。前回はいろいろ話していただいて、非常勤の方は保育士が常勤換算で2名分で、それで常勤が8名と聞いた気がするのですけれども、そここのところの実際に常勤職員としてここに配置されるのが何人で、そのほかに非常勤で常勤換算が何人という、そこら辺のところの人数を教えてください。

○宮尾高齢者地域支援課長

まず、地域ミニデイ事業につきましては、こちらは既存の先行事例もしっかり勉強させていただきながら、それで定員ですとかコース、こういったものをしっかりと最終的に固めていきたいと思っております。

保育部門の人員に関しましては、まず常勤でいきますと管理者も含めまして常勤の職員は5名今のと

ころ配置する予定でございます。あとは、常勤換算で2名。ですから、この2名という常勤の枠を実際には非常勤の職員で充当させていただくというような形で考えてございます。

○鈴木（ひ）副委員長

ということは、保育の関係で常勤が5名で、プラス非常勤の常勤換算で2名ということで、保育園のほうで非常勤も含めると7名ということで、そのほかに高齢者のほうで常勤が2名。わかりました。ということは、トータルで常勤が7名で、プラス非常勤が常勤換算で2名と、そういうことになるということですね。わかりました。

それから、総合事業でミニデイをやるわけですから、多分これは今までのゆうゆうを参考にしながら同じような形で利用料とか、それからボランティアの改正とかそういうふうなのを同じような形でやるというふうに考えていいのでしょうかということと、あと、先ほど健康増進というのもあったのですけれども、健康増進の事業。そういうのはどう考えられているのかということと、それからあと地域ミニデイって多分週1回ぐらいだと思うのですけれども、そうするとまずそれをやるというのはレクリエーション1と2を合わせたところでやるのかということと、それが週1回というとそれ以外のところは地域に開放するという貸館というか、そういうふうな形での使われ方ということでもいいのでしょうか。

○宮尾高齢者地域支援課長

まず、地域ミニデイにつきましては、委員おっしゃるようにまずほかの場所で今やっているもの、こちらのうまくいっている点、それと課題等々ございますので、そういったほかの場所での事業をしっかりと参考にさせていただいて進めてまいりたいと思っております。

そして、場所なのですが、基本的には1階の各部屋を使って行うようになると思います。こちらにつきましては、今運営法人のほうでも自主事業をほかにも考えてございますので、こういったものも当然この場所でやっていくようになると思いますし、あとほっと・サロン事業につきましても、この1階の部分でやっていくようになるかと思えます。あと、それ以外の使わない部分に関しましては、当然地域の方に使っていただける、こういった仕組みも導入させていただこうと考えているところでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

おおよそわかってきました。それで、あと前回の8月の報告のときに、建設費は大体4億2,000万円ということで報告がありまして、東京都の補助金が活用できそうだとこのころで、これはまだ未定ということだったのですけれども、この4億2,000万円というのは変わらないということなのかということと、東京都の補助金というのはわかっていたら教えていただきたいと思えます。

それから、事業計画書というのが出されているので、これだけの人員体制をとりながら、この運営がどれくらいの規模でどれくらいの予算で行われるかというのは、平成31年の予算でないと言えないというふうなことで言われたのですけれども、この指定管理を審査するに当たって、これだけの施設でこれだけの人員体制でこういう事業をやるというところで区の予算がこれだけおおよそかかるということがちょっとわからないと、なかなか審査の判断というのも、そこもわかった上で審査したいと思うのです。それはもう事業計画書ということで福栄会のほうから既に品川区に対しての提案書としておおよそこういう事業でこれくらいの予算でやるというふうなのはできているわけだと思いますので、細かいところまでは結構ですので、これだけの人員体制であればこれだけの運営費が委託費としてかかりますよというあたりを改めてお聞かせいただきたいと思えます。

○宮尾高齢者地域支援課長

来年度の運営経費につきまして、こちらはまさに今平成31年度予算というのは編成段階になっているところがございます。そちらの金額が今こちらで申し上げてまだこれから査定とかいろいろな段階を踏んで決まっていくものがございます。ですので、今私がここで申し上げてしまった数字がちょっとひとり歩きをしてしまうというのも何ですので、平成31年度の運営経費が幾らというところに関しては、ちょっと差し控えをさせていただきたいと思います。

建設費用でございますが、今工事がかなり進んできたというところもありまして、全て前の施設の解体経費から設計、工事、それと監理、こういった経費を全部含めておおむね2億5,000万円強というところがございます。

東京都の補助金につきましては、すみません、今手元に詳細な資料がないので、わかりかねます。

○鈴木（ひ）副委員長

下がったということは、これは歓迎すべきことだと思うのですが、前回8月の時点では4億2,000万円程度というところが2億5,000万円と、半分まではいかないまでもかなり下がったというのは何か理由があるのかということと、東京都の補助金も活用できそうだとということで、もう既に今の時点でわかっているということであれば、今日は条例審査ということですので、ぜひここで答弁できるようにということで準備をしておいていただきましたかと思うます。

それと、改めて条例審査するに当たって出される資料が本当に少ないのです。これをどういうふうにして審査してどういう評価をしたのかというところが、やはり本当に品川区の指定管理者の資料がとても少ないというのを指摘してきているのですけれども、改めてプロポーザルの募集要項のところでは、審査基準というのが事業者の実績について、それから高齢者多世代交流施設、在宅子育て世帯支援事業の運営全般について、これが運営の企画力ですとか運営の確実性とか計画の適格性とかさまざまア、イ、ウ、エと書いてあるのですが、それから意欲、支援体制についてというような、それもア、イといろいろ書かれているのですけれども、この審査基準に沿って審査をされたということでもいいのか。それでその結果がトータルで8割、80点という前回のご報告だったと思うのですけれども、1番、2番、3番でそれぞれの点数みたいなのがあってわかっているのであれば、それも教えていただけたらと思います。

○宮尾高齢者地域支援課長

もちろん指定管理者の候補者の選定につきましては、定められた基準、ルール等にのっとり今回も選定をさせていただいております。トータルで8割程度の点数だったというふうに前回お答えをさせていただいたとおりでありますが、それぞれいろいろな要素もこの中には含まれておりまして、そのトータル全てでそれに十分近い数字を今回出していただいたというところがございます。

○鈴木（ひ）副委員長

ぜひそういうふうなところも、私たちもそういうことだったのかというところがわかるような形の資料というのはぜひ検討していただきたいと思います。先ほどの4億2,000万円が2億5,000万円になったというものの理由とかがわかれば、最後教えていただけたらと思います。

○宮尾高齢者地域支援課長

工事の金額につきましては、最終的に工事が1月末の竣工に向けて金額がしっかり固まってきたというところで、2億5,000万円という数字が見えてきたというところがございます。

○石田（秀）委員長

よろしいですか。

それでは、ほかに発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来。

○鈴木（真）委員

賛成します。

○若林委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○木村委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

それでは、これより第81号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

(3) 第74号議案 平成30年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分）

○石田（秀）委員長

次に、(3)第74号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大串福祉計画課長

それでは、私から平成30年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分）についてご説明させていただきます。

平成30年度品川区一般会計補正予算書、こちらの7ページでございます。第2表のところでございますが、債務負担行為の補正追加分ということで、障害児者総合支援施設整備工事、同じく障害児者総合支援施設整備工事監理委託ということで、期間は平成31年度までということで追加をさせていただいたところがございます。

内容につきましては、所管課のほうからご説明させていただきます。

○飛田障害者施策推進担当課長

それでは、私から資料についてご説明いたします。（仮称）品川区立障害児者総合支援施設の工期延長に伴う債務負担行為の設定についての資料をご覧ください。

1. 事業名です。（仮称）品川区立障害児者総合支援施設整備工事。
2. 工期です。平成31年2月末竣工を目指していましたが、平成31年8月末竣工予定となり、半年の延長を予定しております。
3. 工期延長の理由です。①騒音に伴う近隣配慮による工程の延伸。②車両搬出入口の縮小に伴う工程の延伸。③地中障害物の発生による処分作業。以上の3つのことにより工期が延長となりました。

4. 平成31年度債務負担行為設定額です。工事費は29億5,000万円。工事監理費として1,800万円でございます。

5. スケジュールでございますが、10月補正予算で平成31年度債務負担行為を設定いたしまして、4定では整備工事契約の変更と整備工事監理委託契約の変更、また施設条例の制定を行います。1定では平成30年度最終補正と指定管理者の承認議決を行います。そして、平成31年8月竣工、平成31年10月開設を予定しております。

恐れ入ります、裏面をご覧ください。6. 利用者の対応です。(1) 現在活動しております場所を継続する事業です。こみゅにていぷらざ八潮と戸越で行っています児童発達支援センターと、南品川五丁目で行っておりますグロー障害者相談支援センターについては、現在の場所を継続して10月までいきます。(2) 開設を遅らせる事業です。現在まだ始まっていない生活介護、就労継続支援B型、日中一時支援、地域活動支援センター、訪問系サービス、医療系サービスとなります。(3) 開所までの期間、特別支援学校を卒業する卒業生の受け入れ先の施設が必要となります。今後早急に区内の既存事業所を活用し、受け入れについての調整を検討いたします。

7. 工期のおくれに対し区民への周知です。(1) 利用者および利用を考えている方向けの説明会を11月15日木曜日10時からと19時からと同じ内容となりますが、2回行います。会場は区役所第三庁舎6階講堂です。周知については、11月1日号の広報の紙面とホームページに掲載いたします。また、特別支援学校や各事業所、障害者団体へも通知をいたします。(2) 町会長への報告は11月上旬を予定しております。(3) 特別支援学校、拠点相談支援センターへの説明についても11月上旬の早い時期に予定しております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木（真）委員

おくれた理由としてこの3点が挙がっているのですが、あんまりではないかというところなのですが、ほかにも質問しますけれども、通知を利用者の方に早くやっていただきたいなということがまず一点です。それは要望です。

補正ということで確認なのですが、債務負担が加わることによって総工事費は幾らになるのかが見えないので、総工事費はお幾らぐらいになりますか。

○飛田障害者施策推進担当課長

総工事費としまして、54億4,480万円となります。

○鈴木（真）委員

一遍に聞けばよかったですけれども、工事監理費も教えてください。

○飛田障害者施策推進担当課長

それにプラスしまして、工事監理費となりますと5,479万6,000円という額になります。

○鈴木（真）委員

ありがとうございます。去年の決算が10億9,000万円で今年の予算が43億円なので、これで50億円になるのだけれども、実際幾らここで工事費が増えるか見えてこないのだけれども、その数字はどうとったらいのか教えてください。

○飛田障害者施策推進担当課長

現在平成30年度は出来高払いということで、その後平成31年度がその残りとなります。そのほかのところでは、工事費に関しましては工事延伸に伴う重機のリース代と人の確保等で、増額分、最大1億1,230万円ということで工事費は入れておまして、工事監理費としてはこちらのほうも工事延伸に伴う人件費として1,300万円プラスとなっております。

○鈴木（真）委員

監理費も、幾ら。

○飛田障害者施策推進担当課長

監理費が1,300万円。

○鈴木（真）委員

この今回の債務負担の29億5,000万円はこの1億1,230万円が乗っかっているのですか。それがトータルなのか。

○飛田障害者施策推進担当課長

これは乗った合計の数字となります。詳細となりますと、当初の予定でした工事の出来払いというのが翌年になる数字が工事費として28億3,770万円。プラス、今回工事延伸になります先ほどの人の確保、重機等の増額分ということで1億1,230万円、それを合わせて29億5,000万円というふうになります。工事監理費としまして、当初のところ500万円のところ、プラス1,300万円ということでプラス1,800万円となります。

○鈴木（真）委員

そうすると、今年度は28億3,770万円の出来高予定だということですか。予算43億円のうち28億円が今年度の出来高で支払いするというのでいいのですか。

○飛田障害者施策推進担当課長

平成30年度の出来高のところ14億370万円というところ。今回のところがプラス1億1,230万円ということで29億5,000万円となります。

○石田（秀）委員長

出来高と言っているでしょう。どれだけ払うのですかということ。

○飛田障害者施策推進担当課長

出来高。済みません。

○石田（秀）委員長

今年どれだけ払うのですかって。

○飛田障害者施策推進担当課長

今年は40%になります。

○石田（秀）委員長

それが幾ら。どこの40%。

○飛田障害者施策推進担当課長

平成29年度もやっています、ごめんなさい。平成29年度は8%でした。平成30年度は40%になります。残り52%です。52%ということで、今回増額分を含めて29億5,000万円という形になります。

○鈴木（真）委員

平成30年度が40%というのは、43億円のうち40%、それとも総額のうち40%。総額のう

ち40%か……。54億円の40%。

○石田（秀）委員長

そこら辺、よくわからないから、もう一回数字を。当初があつて、最初払ったのがあつて、金額が当初から変わっているわけではないですか。ここでまた補正を組んでいるわけだから変わるわけです。全体の何%と言われても、幾らに対して何%なのかとわからなくなっているわけではないですか、足し算になるのだから。だから、一つどこか統一したところを言ってくれば一番わかりやすい。ここでプラスしてこうなって、その何%とか。どっちかに統一してくればわかりやすい。だって、最後補正で足したのは、最後だからどっちみちその分はプラスは最後しか払わないから。だから、そういうのがわかりやすく、どっちでもいいのだけれども、一つ基準をどこかつくってくればわかりやすいということを今。それを再三さっきから言っているの、パーセントと言われるとどの母数かわからなくなってしまうから、母数も示して言ってくださいということを言っているのだと思う。

○飛田障害者施策推進担当課長

当初計画の総額でいいますと、工事費としまして53億3,250万円が最初の数字でした。それに、今回プラス、要は工期延期による最大のところをつけたのが1億1,230万円ということになります。

それと、工事監理費が4,179万6,000円が当初予算でした。それが今回1,800万円のプラスになりまして、5,479万6,000円。

○石田（秀）委員長

何でだよ。それ、足し算がおかしいから。

○飛田障害者施策推進担当課長

1,300万円足して。1,300万円の増というところで、5,479万6,000円となります。

○石田（秀）委員長

それをどういうふうに払ったのですかというの、何%というの。どこが母数なのだと。54億4,480万円と5,479万6,000円が母数なのか、その最初8%、その……。

○飛田障害者施策推進担当課長

今母数としましては、次年度の債務負担行為の設定額を入れていきますので、54億4,480万円が母数になります。

○石田（秀）委員長

それ掛ける何%というので、今のものは合っているわけですね。

○飛田障害者施策推進担当課長

失礼しました。パーセントは金額の割合ではございませんでした。年度毎の金額としては、平成29年度の支出が10億9,110万円です。平成30年度見込みということで14億370万円。それで平成31年度が29億5,000万円となります。

○鈴木（真）委員

この辺の数字が出ていたら、もっと最初から表で欲しいなというぐらいのわからない数字が出ていますので、それで補正でこれをやるって、ちょっと。これはここの部署ではないかもしれないけれども、数字が余りにもわからなさ過ぎる数字で、補正の債務負担を了解しろというのは審査しにくいなということからわざと数字を挙げてもらったのだけれども、内容はわかるのだけれども、そこら辺、よくこれ財政と調整していってもらいたいなという感じがするような審議だと思うのです。

内容はわかりました。6カ月延期したことによっての出来高といたら残っている金額は大してない

はずなのに、これもだから財政の問題になってしまうのだけれども、支払いは業者としては相当負担が大きいのではないかと。1億1,230万円上がったにしても、実行資金の支払いは物すごく大きな。これがおくれるというのはこれは向こう、施設とか財政との兼ね合いもあると思うのだけれども、搬入口が減ったことによって工事がおくれるというのも当初からわかっていた状況だと思うのです。そこら辺というのは何かもっと早くに、ここで言ってもしょうがないかもしれないけれども、調整する話だと思うし、逆に担当部署としては施設がこれだけおくれるというのはもっと早くにいろいろなことで報告もできたのではないかと自分は感じています。そこら辺が、設計監理をやっているところとの関係も出てくると思うので、そのへんはよく、今ここまでしておいたら調整してくださいというのと、希望から言えば、業者側の立場からしたら相当な負担が大きいからもっと先に支払うことができないのか。これは今ここで言ってもしょうがないかもしれないけれども、その辺の調整というのは区として考えないでいいのかと。

今までこの件、さっきから申し上げているけれども、金額がこれだけ大きい費用の中で考えると、相当な負担増だということを感じるのです。債務負担を設定することは了解するのですけれども、その辺できるだけ聞かせてもらうことはできないでしょうか。どこまで答えられるか。もし答えられることがあったら。監理ということで確認だけお願いします。

○飛田障害者施策推進担当課長

工期のところですか。今回騒音のこととか地中障害物の撤去、また近隣の車両の搬入口ということで、今まで2カ所予定していたところを1カ所ということになります。今後も内装工事等もこの後行われるところなのですけれども、そういうところでも鉄骨の建て方についても本当は2カ所で行う予定だったのですが、そこでまたおくれて1カ所だけということで予定しています。また、内装のところもおくれてしまったということで、また工期が延伸してしまうということで、また工事監理のところと密接に今後のスケジュールとかを詰めながら話し合っ、なるべく早めに、それも安全に行うようにしていきたいと考えております。

○鈴木（真）委員

最後に。お近くの方から工事がおけていることでちょっとお話がいろいろ出ています。最初に建てる時に本当にみな何も反対がなくスタートしていった状況の中で、工事がおくれることによって騒音の問題だとか、早くでき上ってほしいねということを言っていることもあるので、これからの説明の中でも地域の方にうまくその辺の了解が得られるような形の説明をしていただきたいと、これは要望です。

○石田（ち）委員

今、質疑のありました財政的なところもそうなのですが、やはり地域の皆さんに待たれている施設というところでも、開設が半年おくれるというところは驚きと残念と、でも開設するためなら仕方ないかなというところなのですが、やはり私たちも地域の皆さんに何でこんなに延びるのかということをお聞かせたり、そしてまた答えたりということもあるので、ちょっと延長の理由のところ、先ほどは車両の出入り口が2カ所だったのが1カ所になったというお話でした。騒音に伴う近隣配慮によるというところは、これも最初からわかっていたことなのではないでしょうか。それと、地中の障害物の発生があった、その処分作業もというところでは、これはいつ発見したものなのかということも伺いたいと思うのです。それで、今年の7月の委員会で、この運営体制について報告があったときは、今後のスケジュールという区の資料で4月開設とこの時点ではなっているのです。ですので、この時点でも工期がおくれるということは想定できなかったのか、それでも頑張って進めようと思っていたのか、ちょっと

そこら辺を伺いたいと思います。

○飛田障害者施策推進担当課長

今、委員からあった工程の延伸の理由というところですが、まずは騒音に伴う近隣配慮というところでは、実は山留工事ということでシートパイルというのを打ち込むということで、シートパイルは打つときに高水圧のウォータージェットというのをを使うらしいです。そのウォータージェットは水の勢いがすごい強くて、それが地盤を伝わって近隣の建物に伝わって騒音になってしまったということを知っております。ですので、またちょうど隣が東京工科自動車大学の品川校がありまして専門学校があるのですが、そのこのところも試験期間中とか文化祭等、そういうときは音がしないように配慮してほしいということも聞いております。そういうところで、住民の配慮ということで工期が伸びてしまったということも聞いております。

地中障害物のほうですが、穴を掘っていたときですが、約1.5メートルから7メートルぐらいのところなのですが、明治時代の護岸が、ちょうどあそこは船着き場だったということですので、そのこのところのコンクリートが非常に大量に出てきたということで、そのこのところ撤去作業にまた時間を有してしまったということを知っております。

7月の段階で我々も工期のところは1.5カ月おくれということは聞いていました。そのときはまだ何とか工期に間に合うようにということで頑張って4月オープン、2月竣工ということでやっていたと私も聞いておりましたけれども、このところは先ほども言いましたが、また今後の工事搬入で今後も内装のところ1カ所しか使えないということで時間がかかるだろうということで、工期がおくれてしまうということになったと聞いています。

○石田（ち）委員

わかりました。それでやはり工期がおくれることで、裏面の利用者への対応のところ開設をおくらせる事業として生活介護、就労B、日中一時、地域活動支援センター、訪問系サービス、医療系サービスとあるのですけれども、結構前に委員会で配っていただいた資料で、生活介護は40人、就労Bが20人、日中一時は20人ということで想定してつくるという図が出されたと思うのですが、それが全部おくれていくということで、それに続いて（3）の開所までの特別支援学校卒業後の受け入れ先の確保というふうにつながってくると思うのですけれども、特別支援学校卒業生は何人ぐらいになるのでしょうか。それで、受け入れ先を確保していくとあるのですが、どこも施設はやはりいっぱいだと、定員を大きく超えて受け入れているという状況もある中で、さらに定員を大きく超えて受け入れるのか、それとも他区を利用せざるを得なくなるのか、そういった今後の利用者の対応のところ伺いたいと思います。

○飛田障害者施策推進担当課長

現在、卒業生の何人かというところですが、特別支援学校の例えば近隣の港特別支援学校ですと、この春卒業する方は品川区在住の方が23名、城南特別支援学校の方は5名ということで、合計28名と聞いております。その方々の、今の進路希望というところですが、生活介護を希望されている方は10名、就労継続支援B型を希望している方は7名、企業に就職を希望している方は11名ということを知っております。また、こちらの新施設を当初希望している方は、第1希望としまして今3名と聞いております。しかしながら、第2希望やまた今後の方々の置かれている状況とか加味すると11名程度になるのではないかと見込まれます。また、今後その方々を個別に話を聞いてどういうふうにしていけばいいか、また既存の施設を中心にどういうふうにするか、また今第1希望で挙げていますけれども、今回このように工期がおくれてしまったということで、もしかしたら希望が変わ

るかもしれない。そういういろいろな可能性があると思いますので、ここからは保護者に対して、また利用者に対して丁寧に対応できればと考えております。

○石田（ち）委員

工期がおくれることで、今課長もおっしゃった希望を変えざるを得ないかもしれないという状況と、すごくやはり当事者にとっては大変なことだと思うのですが、それで周知というところにもつながっていくのですが、これは利用者および利用を考えている方向けの説明会を11月15日にやられると。これは特別支援学校にも事業所にも障害者団体へもこの告知をするということですので、誰でも説明会には参加できるということでもいいのでしょうか。それと、あと町会長へ報告というのがあるのですが、これは近隣町会長ということなのでしょうか。お願いします。

○飛田障害者施策推進担当課長

今回、この11月15日の説明会なのですが、今回広報、ホームページ等、各団体、学校等、またそういうところにも、特に利用する方のみということは考えていない、この施設に興味のある方に来ていただいて周知を図ろうとしておるところです。また、町会長、こちらに書いてあるのは近隣です。特に今回近所の方のところ、近隣の区民の方にも情報、工事がおくれることを伝えていくと考えております。

○鈴木（ひ）副委員長

ご卒業される方が28名で、生活介護が10名で就労Bが7名ということだったのですけれども、先ほど第1希望が3名で、第2希望とかさまざま入れると11名というのは、これは生活介護ということでしょうか。生活介護と就労Bとあわせてということなのか、ちょっとそこら辺のところの、もうちょっと生活介護と就労Bということかを教えていただきたいのと、本当に総合支援施設なので、生活介護と就労Bだけではなくて、さまざまな障害者の方からも本当に期待されて待たれている施設だと思うのですが、そこら辺のところでは、具体的などころでは一番替えがなくなってしまうというのが生活介護と就労Bなのかと思うのですが、そのところは区内ではなかなか難しいという状況があるのではないかと思いますので、区内のそういう可能性ですか、そこら辺のところがあるのかというあたりも教えていただけたらと思います。

○飛田障害者施策推進担当課長

先ほど新施設の希望者ということで第1希望、第2希望合わせると11名程度ということですが、これは生活介護、就労支援B型を合わせての数となります。ただ、その方々、一応希望は聞いているのですが、では本当にどちらを利用するかというのは、また利用者の実態に合わせてということになると思います。また、今後区内のサービス受け入れ態勢のところですが、今まさに調査をしているところで、どれだけの施設でどれだけの受け入れができるのかということもまた一応区内の法人を中心に今話し合いを進めようとしているところです。

○鈴木（ひ）副委員長

11名という、卒業される方の中ということだと思うのですが、それ以外の方でもここができるということを楽しみにして、できたら通いたいというふうに思われている方もたくさんいらっしゃるのだらうなと思いますし、また、区内の施設のところが定員を大きく超えて受け入れざるを得ないという状況の中で、さらにというふうなことはなかなか現実問題本当に難しい状況になるのかなという状況になるのかなと思うのですが、そういう点では今回のこういうふうな事情ですから、これは本当にやむを得ないという状況なのですが、今後に向けてさらに施設を増やしていただくということも含めてぜひ具体化もしていただけたらと希望をしておきます。

○若林委員

6カ月竣工、開設も10月になるということで、大変残念な報告になってしまったかなと思ってます。先ほどの報告の中でこの3つの延長の理由が書かれていて、2月竣工4月開設に間に合わせるため、当局がどのようなご努力をされたのかというのは、利用者の方々のご納得、ご理解をいただく意味でも、この場でしっかりとご説明をいただかなければいけないかなというのが一つ。

その中で、先ほどのご報告では1.5カ月おくれるというのが今年の7月ぐらいでした。それが7、8、9、10月と、もう11月になろうとしていますけれども、この短い間に一気にそれが半年で補正で債務負担も組まなければいけなくなったという、先ほどの努力、取り組みとともにこちら辺の1.5カ月が半年になったというところも明確にご説明をいただきたい。

最後に、11月15日の説明会なのですが、これは区役所の講堂で午前中と夜間ということで1カ所で行うということなのですが、八潮から戸越で利用されている方もいる、それからほかのところで生活やら就労やらというサービスを利用されている方も当然いるという中で、どうなのでしょう、まず一つは直接利用者の方へ何か情報、説明をお届けするというやり方は考えておられないのか。また、区役所の講堂でというのは、ちょっとこういう施設の利用者の方々についてはもう少し丁寧な対応があってもしかるべきかなと。理由も理由ですので、サービスがおくれるということもありますので、そこについての周知のやり方、説明のより丁寧なあり方について、さらにお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○飛田障害者施策推進担当課長

今、当初は1.5カ月おくれということで私たちも何とか2月竣工で4月1日に開設していただくこと、それを工事業者関連のところも心配になって、何かのたびに工事現場に見に行かせていただいて話を聞いていたところです。今回その理由が騒音とかまた地中障害物、近隣配慮ということで細かい工事の現場としても一生懸命何とか工期を合わせようとしていたところですが、また的確に工事を進めるというところで、工期内でやるのは非常に難しくなったということでもまた聞いております。ですので、工期のところは本当に残念なことですけども、伸びてしまうということなので、この辺については、もちろん11月15日に説明会をやりますが、実際に品川児童学園に行かれています方は、本来ですと来年の3月までという説明をしておりました。そういうことでさらに半年またその場で生活を送らないといけないということもありますということで、きちんと出向いて説明はしないとけないと考えております。

また、さらに個々の状況です。個人的にやはり特に丁寧に対応していかないといけないと思いますので、もちろんこのときの説明会だけではなく、特に今年3年生の方なんか、新設を見据えて実習等もしていましたけれども、このような状態になるとまた実習もほかの施設も考えなければいけないというところもありますので、本来の2学期の実習のほか、また特別に3学期も実習の場、またそういう施設にも協力していただかないといけないのかなと考えておりますので、そういうところも丁寧に学校、受け入れていただく実習先のほうにも説明していかねばいけないと考えております。

○若林委員

2つ確認というか、要望というか。延長の理由についての説明は、この場もそうなのですが、いわゆる障害者福祉課の方の説明ではなかなか、ああ、そうですかとすとんと落ちる、まあ腑に落ちるとかではなくて、ああ、そうなのかと、そういう近隣の事情があったのね、現場はここまで大変だったのね、大変でなかったのかも含めて、それがやはり6カ月も伸びてしまう方々にきちんとご理解をいただかなければ、これは区のこういう事業の信用にかかわる問題。ただ工事がおくれますと、石が出てきました

と。なので6カ月延びますみたいな、障害者福祉課だけの説明ではなかなかわからないなということがこの委員会で私は感じるので、どういう方が本当に丁寧に説明をするのか。障害者福祉課長が頭を下げれば済む問題のような気もしませんので、というのが一つです。こちら辺ちょっとお聞かせいただきたい。

あと、説明の仕方については、より丁寧な直接の利用者への説明というところも含めて、明確なご答弁がここでもらえるとは思いませんけれども、しっかりこれは11月15日の区役所講堂で昼と夜1回ずつやりますよということ以上に、やはり現場の利用者の皆さんの声も聞きながら、より丁寧にやっていただきたいという要望をさせていただきます。

説明のあり方については、ちょっとコメントがあればお願いいたします。

○飛田障害者施策推進担当課長

工期の延期、3つのことで今回なりました。このところについて、また施設整備課とも関連するところがありますので、そこも詳細なことを聞きながら情報提供していければいいなと考えております。

○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですか。

1点だけ、今の若林委員と大分私かぶってしまうのだけれども、大変施設の期待が大きかったというのがあると思っています。それがおくれた。先ほど理由をおっしゃっただけだけれども、3つの理由をおっしゃった。その中でちょっと気になったことを言います。シートパイルを打ち込むのだ、それでその音の問題があった。それは事前工事の説明のときに近隣説明は行っているはずなのです。それがどれぐらいのことだというのは、そこはきちんと事前説明があったはずなのだ。その後にそのことがうるさかったから学校が試験だしとか文化祭だしとかそういうことはおっしゃっただけだけれども、これを2カ所を1カ所とかそういう車両の部分、それから地中埋設物が出てきてしまったというのはいいかもしれない。それは地中埋設物、どういう調査をしているとか、2カ所、1カ所、それは区立の建物だから区の問題だけれども。これがシートパイルで工法によってそれでお隣が騒音とかいう話で、今学校の話まで出すと、期待していてそれのご説明を聞いた方々が、では学校がそんなことを言ったからこれでおくれたのかなんという、本末転倒の違った意味のことになってしまうと、そういう文句を言った学校が悪いのではないか、全然そっちは悪くないのに、そういう形に捉われてしまう。そこだけ丁寧に説明をしてくださいと言っているのはいいのだけれども、個人名を出してその学校の試験だった何だ、そういう形になると、期待が高かっただけにおくれた利用者の方々、またその関係者の方々。そうすると、そこに対する批判が起きるようなことがあったら、それは説明する説明員のほうが絶対悪い。それだけはずひ気を配っていただいて、もちろん利用者の方々がおくれたのだからそれに対することはあるのだけれども、今みたいな説明だと、学校が悪いと言われたら本当にそれは行政側の説明の仕方が悪いと思うよ。人が聞いたらそういうふうになってしまうかもしれないので、そこだけはきちんと配慮をしてくれないと、今の説明だと心配だなと思ったので、それだけはお願いをしておきます。

○鈴木（真）委員

今、学校という話が出たけれども、最初の説明会でも学校が音を物すごく気にしていたと思った。僕が説明会に出たときにそれは言っていたので、今言ったように学校側は最初からそれを指摘していた部分だと思うので、よくその辺注意しておいてもらいたいと思う。

○石田（秀）委員長

お願いでいいですか。では、それはお願いだけにしておきます。

それでは、質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

自民党・子ども未来。

○鈴木（真）委員

いろいろ課題はあるのですが、賛成します。

○若林委員

補正予算については賛成します。

○石田（ち）委員

賛成です。

○木村委員

一応3つの延長理由に対して、住民にこれからもいろいろな事業があろうと思いますけれども、近隣の方々に対しての配慮、また学校に対してもいろいろとあろうかと思っておりますけれども、しっかりしてやっていただきたいと思っております。賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第74号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上で予定表の2、議案審査を終了いたします。

3 請願・陳情審査

平成30年陳情第16号 品川総合福祉センターの障害者施設で虐待等を二度と起こさないような人員体制の整備を求める陳情

○石田（秀）委員長

次に、予定表3の請願・陳情審査を行います。

平成30年陳情第16号、品川総合福祉センターの障害者施設で虐待等を二度と起こさないような人員体制の整備を求める陳情を、議題に供します。

本件は、初めての審査でありますので、書記に朗読をさせます。

〔書記朗読〕

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、理事者より説明願います。

○松山障害者福祉課長

それでは、私から品川総合福祉センターの障害者施設で虐待等を二度と起こさないような人員体制の整備を求める陳情について、ご説明申し上げます。

まず、平成27年度におきました品川総合福祉センターの入所施設の虐待について、経過をご説明申し上げます。平成28年1月20日に品川総合福祉センターから区に連絡が入りました。内容は、法人

へ匿名の投書がありまして、法人内で調査してきたというものです。区への報告についてのご相談がここで初めてありました。区の指導といたしましては、通報と同時に報告すべきであり、調査結果をすぐに報告するよう指導してございます。

品川総合福祉センターから区に連絡が入った同日、その後で東京都から区に連絡が入りました。内容は国より匿名の手紙が都に送付されたので、厳に対応してほしいということでした。同年1月21日に、すぐ翌日です、区が事実確認を行うため、すぐに施設を訪問し聞き取り調査を開始しております。法人によれば、1月25日に投書を受けまして、これまで法人内で事実確認を行ってきたということです。1月12日に2回目の投書とあとデータを受けまして、1月15日、当該職員に事実確認を再度行いまして、介護現場から配置転換を行ったというものでございます。1月19日に法人内でその法人職員1名に対する懲罰委員会を開催しております。区の指導といたしましては、法人として事実関係を調査、対応した経過につきまして、文書報告を求めています。また、すぐに虐待防止委員会の設置等を指導しております。

区といたしましては、1月21日以降2月にかけてまして、複数回にわたり、東京都も一度同行しまして事実確認を行いました。その結果、通報に係る事実の一部を虐待として認定したため、平成28年3月30日に東京都と品川区との連名で改善報告を品川総合福祉センターに対し通知いたしました。

具体的な指導事項といたしましては、虐待防止委員会の設置、あるいは虐待が疑われる事案が発生した場合の報告体制、マニュアルの整備、職員への十分な周知を図ること。通報先などの施設内での掲示。全職種の職員に対してマニュアルを周知すること。虐待防止のチェックリストを実施すること、あるいは、外部研修を充実させる等々といった指導事項について、速やかに実施し、経過あるいはその結果を報告するよう求めています。

1月21日以降の法人の対応ですけれども、当該利用者への謝罪、それから利用者全体に告知をしております。また、謝罪も行っております。こちらの入所施設だけではなく、法人内各事業所の家族会で報告をしております。また、苦情解決第三者委員会、サービス向上委員会のほうにも報告をしております。

ちなみに、当該職員は1月末日で退職してございます。ただし、当該職員以外の職員のヒアリングをするよう、品川区としても指導しております。

こちらの通知以降、これまで品川総合福祉センターの改善の取り組みでございます。こちらの指導事項に伴いまして、毎月虐待防止委員会を開催しております。こちらは全事業所で開催しております。また、虐待防止のための職員のチェックリストも実施してございます。特に人権擁護、虐待防止の知識、支援技術の向上を目的とした職員研修を積極的に行っております。具体的には、対人援助技術研修、人権擁護、メンター研修、コミュニケーション研修、アンガーマネジメント研修、法人外の研修、行動障害やてんかん等に対する研修、対人トラベルの対処等々の研修、あるいは職員独自で勉強会も行っていました。また、外部の力も活用したサービス調整委員会、苦情解決第三者委員会等の意見聴取や助言というのもお伺いしながら、それを反映させるなど積極的に取り組んだところでございます。

取り組みについての経過につきましては、東京都と区が報告を受けまして、平成28年7月に都庁に出向きまして再指導も受け、平成29年5月に最終報告を受けております。現在は、機会をとらえて通常の指導検査ということで対応しております。ただし、これで終わりということではなくて、法人側もこれまで、現在まで継続をして実施し、区も指導しているところでございます。

次に、心身障害者福祉会館において平成29年度に起きましたご利用者に3回あざができた件にかか

わる経過と対応についてご説明いたします。会館の件につきましては虐待と認定したものではありません。

経過ですが、平成29年6月7日に会館より区に第1報が入りました。ご利用者のご家族が、昨日自宅であざを発見して、その件で手紙を書きかばんに入れましたが、会館がその手紙を見逃してしまい、保護者からの電話で知ったため、すぐに区に連絡をしたということでございます。ご利用者、ご家族にすぐに謝罪し対応するという電話内容でした。

同じ6月21日に、また会館より一報が入り、同じことが起こりましたということです。原因の特定というのはできませんが、ただちに調査と謝罪をしておりますということでした。区と同時に、法人本部への報告も行っているということでございます。6月23日から職員全体で原因究明のため、ご本人の日中活動の様子や移動されたとき、あるいは昼食時、送迎時、排せつ時、あらゆる場面でけがにつながりそうな要因を徹底的に洗い出しを行いました。検討結果ですけれども、原因の特定には至りませんでした。その結果を経て7月3日にご家族への謝罪と経過報告を行っております。

10月31日に再度会館より一報が入りまして、同じことがありました。同日ですけれども、病院で受診し、病院の医師からは人的にされた要因ではないと診断を受けております。会館がご家族へ謝罪を行いました。二度と繰り返されないようにするために、ご家族との間に区が調整に入ることになりました。11月8日、区が会館を訪問し、状況確認と聞き取り調査を行っております。この間、区も入りまして、会館も原因の検証と支援をする上での振り返り、カンファレンスも行っております。また、原因の可能性のある椅子を交換したり、あるいは机を移動したり、安全な環境で活動してもらえようような環境整備に努めてきております。あるいは、そのグループだけではなくて職員会議で全体に周知しまして、安全の確保とともに支援の質の向上に努めてきているところでございます。また、こちらの経過、対応につきましても、家族会で周知はされております。

こちらの陳情にございます職員の異動についてでございますが、過去において入れかわりがあった時期もありましたが、昨年度で申しますと、生活介護で1名の職員が平成30年3月で退職予定だったために、平成29年10月から前もって採用するなど対応をしております。昨年度の職員の異動についてですけれども、生活支援センター1名、生活介護1名の異動がありました。

また、人員配置基準のことでございますけれども、障害支援区分、障害の多様な特性その他の心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す、いわゆる認定するものでございますけれども、軽度の、軽い方は1、それから重度の方は6となっております。生活介護の人員基準につきましては、障害福祉サービス事業に係る指定基準に基づきまして、生活介護の単位ごとに常勤換算で平均障害支援区分に応じて決まっているものでございます。例えば、平均障害支援区分が4未満であれば、利用者数を6で割った数以上ということになります。また、平均障害支援区分が4以上5未満であれば、利用者数を5で割った数以上、それから平均障害支援区分が5以上であれば利用者数を3で割った数以上となっております。会館のこちらの陳情にございますさくらグループの場合につきましては、平均障害支援区分が3.6となっております。4未満ですので、利用者数を6で割った数以上必要となっております。つきまして、利用者数が24名ということですので、24割る6で4人が必要になるという計算になります。

実際の配置でございますけれども、さくらグループのほうで生活支援員が3名、さくらとひまわりを担当している生活支援のリーダーが1名おりますけれども、常勤換算にしますと、さくら・ひまわりそれぞれのグループで担当しているのが0.5、また、看護師も会館としては全体で2名おります。さくら・

ひまわりグループ、知的のグループで担当している看護師は1名配置しておりますので、同じく常勤換算で0.5ということで、合計しますと常勤換算で4名となっております。配置基準上必要な職員数は満たされているというところでございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本陳情につきまして、ご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

障害者の権利条約が批准されて、障害者差別解消法も施行されている中で、障害者の人権と命の尊厳が踏みにじられるような問題が品川区だけでなく全国的にも相次いでいるという状況です。今回は、この陳情の中には、平成27年11月、対処されたのは翌年の1月ということだったのですけれども、これが虐待認定されているということですが、2018年2月の第1回定例会で他の会派の障害者虐待の質問に対して部長の答弁で、品川区の障害者虐待についての現状ですが、平成25年から平成29年の5年間で通報受理件数は84件、そのうち虐待認定をしたのは17件です。その内訳は、養護者による虐待が13件、施設の職員による虐待が3件、使用者による虐待が1件と答弁されました。今回施設のところが問題というか訴えられているわけですが、施設の職員による虐待が3件というのは、いつのことなのでしょう。今回の分もきっと入っていると思うのですけれども、3件を教えてくださいたいと思います。

○松山障害者福祉課長

3件のうち1件はこちらに報告しているものでございます。その他2件については、本日資料を持ち合わせておりませんが、東京都が必ず公表をしているものでございます。

○石田（ち）委員

虐待認定がされた件と陳情にはありますけれども、当事者本人は11月に訴えを投書しているわけです。それが一度見送られる、そしてまた録音データも法人にあわせて送付したけれども取り合ってもらえず、そして3度目に泣く泣く厚労省に言うしかないということで、国のほうにデータを送り、それが東京都から品川区に適切な対応をとるようという指導がされてきているわけですが、この品川区内で職員による虐待が3件起きているというところで、やはりどう対処がされたのかというところでは、この3件のうちの1件が今回陳情で出されているものなのですけれども、もしその後が続いている状況ならちょっと品川の障害者福祉の状況はどういうことなのかと感じてしまうので、それがいつなのか大事かと思って知りたかったので伺ったのですが、持ち合わせていないということで。

この素早く対応がされていなかったと、今の課長のご説明では、平成27年11月に出された投書においては法人内で調査を進めていたと。課長からもありましたけれども、通報と同時にやはり区に報告されるべきだったと。私もそう思うのですけれども、やはりそれはされていなかったということで、私たちが情報公開で虐待認定をされたという事案については資料を取り寄せさせていただいたのですけれども、それでもその後平成29年にあざができるというところで、人的なものではないというふうにお医者さんも判断したということなのですが、やはり法人内で素早く報告がされてこなかった、そういった法人だけに心配になってくるのは当然かと思うのです。先ほども説明にありましたけれども、改善指導事項に基づく改善報告というのを、区と都で品川総合福祉センターにこういうことを改善のためにやりましたということで出されたわけです。それで、改善報告書の提出をしなさいとされているわけですが、これはどういう間隔で改善報告書、先ほどこれで終わりではなく継続してとありましたけ

れども、常にこういうふうにご改善させました、1から12まで改善させましょうというふうに出されているのですけれども、そのことに関しての報告が常に来ている状況になっているのか、伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長

委員お尋ねの改善方法というものの進捗状況の確認ということでございますけれども、こちらは常にというよりはある程度まとまったところでということで報告をいただいております。あと、区だけではなく東京都と一緒に報告は受けております。

最初は平成29年5月というところで報告を受けるのはそれで完了ということになっておりますので、現在は通常のほかの法人と同様に指導・検査を機会を捉えて行っております。

○石田（ち）委員

そうすると、虐待認定をされたこの件に関しては、障害者虐待防止等対応の手引きというのが厚労省から出ているのですけれども、そこによると、終結の宣言みたいなものがあるのです。この事案について改善が認められたとなると、モニタリング、そして虐待対応の終結というのを出すことになっているということなので、これに基づいて虐待対応の終結がされたということなのでしょうか。伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長

先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますが、平成29年5月に最終報告を受けまして、この事案についてはそちらで最終報告を受けたということで一旦区切って終結ということになっています。

○石田（ち）委員

やはり、この件に関しては、とにかく法人から早く報告がなかったということが一番の問題だとは思っているのですけれども、そういったところで虐待防止と対応の手引きなり、報告書の中でも改善報告の中に虐待防止マニュアルでしたか、そういったものもつくられているということだったので、それらに基づくと、とにかくすぐに報告するというのが何よりも大切になるわけです。そうすると、やはり早期発見に向けてとにかくきめ細かに、けがなりあざが繰り返される当事者には目を向けましょうという、専門的な知識を持って常に観察することが必要ですとあるのです。ですので、やはりそこら辺が人的に充足していないので欠けるのかなというふうにも感じるのです。先ほど人員配置の区分は会館は3.6だからそれを6で割ると4人になると。その4人は満たしているのだということだったので、会館の実態は身体介護のほうが大変でそっちに手をとられて知的のほうが薄くなるとここで訴えられているのですが、陳情にも書かれていますけれども、やはりそういう状況が現場でもあるということは、区としては把握されているのでしょうか。そして、早期発見に向けてということ徹底していかないと、でも徹底したところでやはり人員が少ないとなかなか難しいと堂々巡りになってくると思うのですが、その辺区としてどうお考えになられているのか。

○松山障害者福祉課長

会館における現場の状況把握ということでございますけれども、確かに会館につきましては重度の方、あるいは高度障害をお持ちの方ということで、非常に支援員の対応が難しいという方は確かにご利用者としてはいらっしゃいます。ただ、職員配置につきましても、重度のほうのクラスにつきましても、例えばたんぽぽグループ、こすもすグループが重度の配置のグループですけれども、たんぽぽについては登録が16名、平均支援区分が6ということで、重い方がご利用されているということですが、そこに対し配置基準上必要なのは5.3ですが、職員数としては常勤換算で8配置しております。また、

こすもすという身体のグループにおきましても、8名の登録の方に対しまして配置基準上必要な職員数は2.6ですが、職員数は4名ということになります。あと、知的の先ほどのひまわりグループにつきましても、8名のところ、平均障害支援区分が5.1、配置基準上必要な職員数は2.6のところを4名の方を配置して対応しております。そういった状況は把握しております。確かにこの人員、支援員にとってはやはり人をどれだけ配置するか、あるいはただ配置するだけではなくて、支援の質というのが非常に大事になってきますので、これまで品川総合福祉センター、会館もですけれども、研修を繰り返し、あるいは虐待の教訓を活かし、かなり猛省し研修に力を入れてきているところがございます。そういったところでは、昨年看護師のほうも1名だったところをプラス1名して2名にしているところでは、医療的な部分で対応というのを踏まえてございます。人員配置的にも全く努力していないということではなく、できる限り人をつけ、あるいは質を上げるということに努めている状況でございます。

○石田（ち）委員

やはり、障害を持たれた方の場合、本当に多様ですし、重度の方の場合は先ほど課長も言ったような難しい大変なところはあるかと思えますけれども、基準を超えている、基準以上だという、人的な努力はしていないということではないということも数字上ではわかるのですが、やはり実態が一番大事ですし、そこは否定できないところだと思いますので、そうした実態があるという以上、ぜひそこへの丁寧さ、そして職員へのさらなる防止するための対応の徹底が必要かと思うのです。

品川総合福祉センターから改善計画書というのが出されていると思うのですが、私もざっと目を通したのですが、これでどのように改善するのかというのが、利用者全員に笑顔で挨拶するとか、何かすごく人権とか生活とか、一人ひとりに寄り添ったという部分よりも、ちょっと上辺とか見た目とか、そういうところにも重点が置かれてしまっているのかというような改善計画書に見えているのです。実態がどうかは私たちもまだ見ていないのですが、こういった改善計画書だけでもちょっと疑問があるなという思いがするのです。やはりこうした国も出している障害者の虐待防止と対応の手引きだったり、あとはやはり障害者の権利条約です。そこをさらに研修等で深めていくために、サービス向上委員会だったり、あとは虐待防止の委員会もつくられているということですが、やはりそこで委員会がつくられて中身で何をやるのかだと思いますので、そこら辺、一人の人間として見ていくその評価をしていかななくてはいけないのではないかと思います。改善計画書だったので、そこら辺は中身はどのように改善を、先ほど職員研修をされているということでしたけれども、されているのかを改めて伺いたいのですが。

○石田（秀）委員長

石田ちひろ委員に言います。今、陳情審査を行っています。いいですか。先ほどご自分でも、これは人員のところだと。それが多い少ない、そこについてはそれは研修もしたり報告もやっていると、意見は堂々巡りになっている。今の話は、しなふくやめろという話、改善計画も出てきて、これではしなふくだめですよ。では、しなふく変えたらどうですかという話ならまだ話は理解できる。

いいですか。ここに今陳情審査をしているのは人員に対しての整備を求めているということです。人員の配置の問題は、今ご説明があったとおり。では、それをどうしていくのかという話と、今おっしゃっている、ここの虐待があって改善計画もあってここで一応は終わりましたと。けじめは一回ついているのですと。だけれども、次、こういうこともあったと。それは結論的には人の、人員のものではないというふうに把握していますと。先ほど、その後で堂々巡りになるかもしれないけれどもというお話はあったけれども、では、その中で改めてまたここの今のお話をするということは、しなふくを外せ、こうい

う改善計画でみんなに挨拶しましょうみたいな、それでは違うのではないですかというのであれば、それはそれで結構です。それはいいです、しなふくやめろというのなら。だけれども、そこで人員を増やしてそういうことをしていきましょうというのなら、それはきちんと考えていろいろ、この陳情審査をしているので、人員を増やして手厚くしてそういうことが起きないようにしましょうという陳情審査を今しているわけなので、そこら辺も踏まえて質問していただきたいと思います。

○松山障害者福祉課長

今、改善計画ということでございますが、笑顔でということではなくて、改善計画としましては、短期的あるいは中長期的ということで計画に基づいて実行しているというところでございます。先ほど当然ながら人権ですね、人権擁護、人権意識の向上というのは非常に大切でございますので、そこを外部の研修の方を招いてやっているということです。研修して終わりということではなくて、そのアンケートを行い、あるいは職員と面談をし、どういうふうに意識が変わっているかというのを法人側から報告を受けているということでございます。かなり法人側も単に表面的に捉えているというよりは、当該職員、そういう方が自分の働く同じ場所にいたということでかなりショックを受けている職員もございません。そういったことで、全職員がなかなか今、活動としては必ず人権に沿った、利用者を心から支援するという姿勢、あるいは態度で向かい合いたいということで、一緒になって勉強会、職員間のコミュニケーションも含めて、障害特性あるいは環境要因、それから良質な支援の確保に向けてどうしたらいいかというのを考え、また外部の方、サービス調整委員会の委員と意見交換会を持ったり、あるいは第三者委員会の意見を聞いたりということをしていっているということでございます。

区といたしましても、その経過の報告を受けまして、一旦終了になっておりますけれども、引き続き法人としてもこの取り組みを継続させる、そして区としても機会を捉えて指導・検査、あるいは何かあればその都度指導していく所存でございます。

○石田（ち）委員

今そういった中身のことを聞いたのは、人員のところでは努力されていると。では、質の部分のところなのかというところで、どういう中身で改善計画がされているのかということをお聞きしました。

それで、努力をされているというところですが、一応改めて人員をさらに配置していく、利用者が安心して通える施設にするためにも、人員体制をというところには区としてはどうお考えでしょうか。

○松山障害者福祉課長

現在、会館の部分についても基準を満たしているからこれでいいということではございませんので。ただし、各グループごと、グループ単独で動くということではなく、あるいはここに併設の地域活動支援センターにおけるボランティアの方々、あるいは地域の方々も含めて、どうやったらそれぞれの個別支援計画でご利用者が希望されたこと、例えば散歩や買い物などにつきましてはグループを超えて何か効率的な支援ができないだろうか、効果的に支援ができないだろうかというまだまだ工夫の余地はあると考えています。ただし、法律上基準は満たしております。そういうことで、不足はしていませんが、よりよい支援の部分では何かしら工夫というのはもう少しできるかとは思っております。会館自体もグループを超えて実際に散歩に行ったり、あるいはここの方々、ご利用者が、例えばほかのグループに行ったり、あるいは落ち着かれるといった場合については、このように支援をしているということで聞いております。

○鈴木（ひ）副委員長

しなふくの虐待に認定されたというのは、本当にすごく今後にしっかり教訓として活かすべきものだと思いますのですけれども、これそのものが2回にわたって事業者に訴えたにもかかわらず対応が見られないということで厚労省に録音テープも含めて持ち込まれて、そこで厚労省から東京都を通じて品川区に対応するよというものが来て初めて動いたというのが実態なのかという思いがしているのですけれども。それで本当に東京都も入り、これ、56人も職員全員からヒアリングも行いということで、すごく大がかりな調査も行い、そして対策というところも講じていったと、そういう事案だと思うのですけれども、そういうところでいえばこれだけの事案を今後はどう活かしていくかというところで、先ほど3件あったうちの1件だということで、あとの2件というのが、これの後に起こったというのであれば、これが活かされてきたのかどうなのかというのが疑問になる部分があるのではないかと思います。そこのところで、あとの2件が今回のしなふくの録音テープまでとって虐待認定という形でこういうふうに対応されたもの前に起こったものなのか後に起こったものなのかという、そこのところだけでもわかったら教えていただきたいのが一点です。

今回のしなふくの、平成28年1月20日に厚労省から東京都を通して品川区に情報があつたこの事案に対しては、虐待認定という形で認定されたわけですが、この虐待認定というのはどこがどういう仕組みで行うのかということも教えていただきたいと思ひます。

それから、品川区役所の障害者福祉課の中に障害者虐待防止センターという形で位置づけられていると思うのですけれども、障害者虐待防止センターの体制としては、誰が防止センターとしての、どういう体制で役割を果たすのかという、障害者福祉課の中の虐待防止センターの体制についても教えていただきたいと思ひます。

○松山障害者福祉課長

3件のうちの1件、残り2件についてなのですが、先ほど申しましたように、今手元にはない状況でございますので、今お答えしかねます。

あと、この3件と申しますのは、品川区内ということではなく、品川区の方が例えばほかの地方に入った場合でもカウントしているものでございます。

それから、虐待認定の仕組みということでございますが、こちらのほうでは一報がありますと、通常障害者虐待防止センターとなっております障害者福祉課にあります相談支援担当の職員がそちらのほうに出向きまして訪問し、ご本人から、あるいは職員から実際に実態調査をさせていただきます。そういった情報に基づいて、東京都と連携を図り、東京都にも報告をさせていただくという仕組みになっております。これら品川区と東京都が連携をして認定をするといった事案がこの事案ということになっていません。

○鈴木（ひ）副委員長

そうしますと、あとの2件というのは、区内の事業所ではないということがわかったら、そこら辺のところは教えていただきたいと思ひます。

それで、今回のしなふくの問題も全然こういうふうな形で起こっていると、認定されたというのもずっと後になって知つたのですけれども、虐待というのは本当にあつてはならないことで、もしもあつたらやはりそれを教訓にしなから二度と起こさない対策というのが求められる、本当に人権の問題ですので、そういう点では私は厚生委員会にもぜひ虐待認定がされた事案については今後に向けて報告をしていただきたいと要望したいと思ひますのですけれども、それについてもお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、この仕組みなのですけれども、今回の虐待のところでも区からしなふくへの指導という

ところで、まず虐待防止委員会を設置することということでこれも設置されたのかと思うのですが、この虐待防止委員会というのはどういうメンバーでどこに設置されているのか、それから虐待防止マニュアルというのは区独自のものができているのかということもお聞かせいただきたいと思います。

それから、ここに書かれているのは、それを検証するよというとも書かれているのですが、そこら辺のところもどういふうにされたのかということもお聞かせいただきたいと思います。

それと、短期的なというところと、中長期的なというふうなところもありまして、中長期的には法人全体のサービス向上委員会により1年かけて社会福祉法人しなふくのサービス向上計画を作成しますよということでも書かれているのですが、そういう中長期的な計画というのもつくられて、その実践というふうなものもチェックされているのか、その点についてもお聞かせいただけたらと思います。

○石田（秀）委員長

副委員長に言います。先ほど石田ちひろ委員に言ったことと全く同じことなので、先ほど言った、これは陳情の審査をしている。虐待のことについては報告もあつて報告書もあつて一回ここで結論を出しているのですよ。この部分について再度いろいろ聞くということは、先ほど石田ちひろ委員に言った、今陳情審査をしているので、特に副委員長は今この委員会をやってその運営をしているほうなので、それについて今みたい質問は、これは今後やめてもらいたい。

とりあえず今答えてください。

○松山障害者福祉課長

あとの2件は区内か区外かというところですが、申しわけございませんが、手持ちの資料がございません。

それから、先ほどの一点訂正なのですが、虐待として認定する場合なのですが、例えば養護者による虐待と施設従事者、使用者による虐待とそれぞれ異なっております。養護者による場合につきましては区のほうで認定をさせていただくという形になっています。施設従事者による場合については、区が東京都に報告をして一緒になりまして、従事者による虐待の状況の公表をするのは東京都となっています。毎年度公表をしているということでございます。使用者による障害者虐待の場合につきましては、区がやはり東京都の虐待の窓口で報告をして、それから労働局が今度使用者の場合にかかわってまいりますので、そちらのほうで労働局が使用者による虐待については毎年度公表をしているという仕組みになってございます。そのため、委員会で報告ということでございますけれども、やはり東京都と協議しなければならないということになりますので、今ちょっとすぐにお答えすることは難しいと思っています。

それから、区では、品川区障害者虐待防止対応マニュアルというのも平成25年3月につくっております。それから品川総合福祉センターにおいても平成28年4月に虐待防止・虐待対応時マニュアルというものを虐待防止委員会で作っております。

また、短期的・中期的におきましても、区のほうのモニタリングの中でチェックをして進捗状況を確認し、必要な場合は指導しているという状況でございます。

○鈴木（ひ）副委員長

この陳情では、職員不足がそういうふうなところになっているのではないかと、そのところを明らかにして働きやすい職場環境を整えて、多分現場で働いていらっしゃる職員の方は本当にみんな大変な思いをしながら働いていらっしゃると思うのですが、そういうところでは、このところ先ほどさくらグループは24人の利用者に3人の職員しかいませんということに対して、課長のほうから

看護師とかも合わせて体制はいるというのですが、配置はされているかもしれないけれども実際の毎日の状況というのは24人を3人で見ているという状況になっていると利用者の方からお聞きしたのです。それで、その中身としても、だから配置はされているけれども実際問題というところが問題なのではないかと思うのですが、そういうところで実際の中身についてもかなり一日中カラオケだったり、一日中DVDだったり、そういう中身も、手が足りないためというところもあるのではないかと。そこら辺のところは中の質的な問題というのも、職員の質の研修というのものもあるのかもしれないのですけれども、そういうところでいえば、やはり一人ひとりの障害者の方々に合った形での中身の提供というふうなところの人員体制というのはどうなのかという思いがしているのです、人員体制。そこら辺のところはいかがでしょうか。実際問題のところとあわせて。

○松山障害者福祉課長

中身のところということで、障害者の方がやはり毎日過ごす日中活動というのは非常に大事だと考えています。支援のお一人おひとりに合わせた内容ということになりますけれども、では実際どのような内容をやるのかということでご本人、ご家族と相談しながら過ごし方というのをつくっていくというのが基本だと考えています。

それにあわせて、どういったような配置ができるのか、あるいはなかなかお一人おひとりに全て合ったところで会館としては非常に努力はしているところがございますけれども、実際問題一日中カラオケだったりDVDというのはどうかと思いますので、会館については必ず工夫するよう伝えてはおります。

また、人手不足ということよりは、人を配置するというよりはその本人の特性をきちんと理解して、知識を持って、あるいはどういう支援方法をすればご本人がより落ち着き、会館で楽しく日中活動が過ごせるかどうかということが非常に大事だと思っておりますので、私といたしましては、やはり例えば行動障害やてんかんや障害特性のことの知識を深めること、そしてその行動障害を契機として何かパニックになってしまうような原因があるとすればそれを分析し、どういう支援方法であればの方が落ち着いて過ごせるのかといったようなサービス内容、支援方法というのが非常に大事であると考えておりますので、これからも会館といたしましてはそういった研修、あるいは自分の支援方法を振り返るということを継続して、これまで以上にやっていくということの充実に重きを置いて考えております。

○鈴木（ひ）副委員長

ここにはこういう虐待が起こる背景には人手不足というのがあるのではないかとということで書かれているのですけれども、その大もとになったのが津久井やまゆり園の事件であり、それから品川区の虐待事件の認定までされた事件だったと思うのですけれども、私も虐待の報告書を情報公開でとって見せていただいて、改めて本当にこれを教訓にして、全ての事業者のところこういうのをもう二度と虐待を起こさない状況をどうつくっていくかというのは常に障害者福祉課の課題になってくると思うのです。これは品川区に限ることではなくて、あらゆる事業者であり法人にも活かされなければならないことだと思うのです。しなふくだけで、特別今回はこういうふうな形で明るみに出ましたけれども、そういう障害者の方々が虐待のようなつらい思いをしている場面というのは、ほかにも本当にたくさん話も聞く部分というのがあるのです。そういうところでは、やはりこれだけの、厚労省からもこういうふうな形で調査をするようにということで調査せざるを得ないという状況で、こういうふうな形でまとめられたというのが私は本当に教訓として活かして、あらゆる法人、あらゆる事業所、そういうところにぜひとも活かしていただきたいと。障害者の人権を尊重するというところでの職員自身の研修も含めた意識に

ぜひとも持って行っていただきたいと思っているのですが、その点で最後にちょっとお伺いできたらと思います。

○松山障害者福祉課長

委員ご指摘のとおり、品川総合福祉センターだけの問題ではないと考えております。障害者の方に対してサービスを提供するサービス事業者やほかの法人も含めて、全ての障害者にかかわる方に対しましては、本当に人権意識の向上を図って、二度とこういうことが起こらないようにということで、区の指導もきちんと行ってまいりたいと思っております。

○若林委員

この陳情の理由の中に、何回もお話が出ていますけれども、さくらとひまわりの2クラスがあって、さくらグループでは24人の利用者に3人の職員しかいないと。通常生活介護の施設は利用者3人に指導者1人、これは3対1ですね、という人員基準ですという記述がございます。この陳情者の方は現場のお声も含めてということで、これは会館のほうですか、こういう体制だと決定されているわけですが、先ほどの説明では、看護師等も含めて常勤換算で0.5と0.5を足して4になるのですと。そこら辺のご説明がこういう利用者およびご家族、そういう方にはどのようにお話を理解をさせていただいているのかというのが、一つちょっと入り口のポイントにあるのかと思うので、その対応を確認させてください。

○松山障害者福祉課長

委員ご指摘のとおり、確かにご利用者ご家族への説明というのは恐らく不足していたのかなと思っております。こちら、さくらグループですと生活支援員の方の3名の名前、この方が担当者ですというような、家族会では恐らくご説明を差し上げているというところがございますので、そういった意味ではリーダーや看護師をどう捉えるかといったところでは説明が不足していたかと思われまます。そのため、会館を通じて、あるいは家族会等の機会を捉えて、きちんとご家族の方が安心していただけるような説明を会館のほうにするよう指導していく所存です。

○若林委員

そうですね。そもそもお互いの認識がずれていると、いわゆるボタンのかけ違いから誤解しなくてもいいことを誤解したりということは普通にあることなので、そこは重々これからご対応いただいて、その上で足りないよねとかいう話は当然よくわかりますので、まずそのボタンのかけ違いは今後なくしていただきたいということと、あともう一つ確認。話が出たから。

いわゆるしなふくの、どっちもしなふくのだけれども、最初の平成27年11月のほうの、改善報告書が出されていますということで、ここの中ではいわゆる虐待認定されている事案なのですが、その原因についてはどういう報告をされているのか。人員体制に多くかかわる原因だったのか、はたまたお話もあるいわゆる支援の質のようなことに多くかかわることなのか、また、違う原因なのか、そこら辺どのような改善報告書の中身なのかというのを確認しておきたい。

○松山障害者福祉課長

非常に改善報告書の中ではかなり職員の会議の中でさまざまなお声がございます。そういった中で、要約しますと、区といたしましてはまずは利用者への人権意識が不足していたということ、あるいは職員への指導が不足していた。あるいは職場です、そういう職員同士何かあった場合にはお互いに気づきを高めようという職員のモラルというのが低下していたということが要因として挙げられるかと思っております。

○若林委員

自己分析、第三者が報告しているわけですので、いわゆる今の要約というのはそういうことなのかなと理解いたします。いずれにしても、平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されて、その中でも明確にやはり虐待を見たら報告する義務が明確にうたわれているということで、今の報告書の中でも平成24年10月に施行されて、これが平成27年に発生した事案なので、当然虐待防止法が施行されている中で、残念ながらこの防止法で懸念されている大きな点が改善報告書でも出ているということで、法律をつくったから、制度をつくったからすぐ、はい、そうですかとできるものでは人間ないというのはそれは当然ですけれども、そこら辺の今後いわゆる大きく人員体制も当然これは配置基準をしっかり守って、またそれ以上に工夫していただく、改善を重ねていただいた上で、今のような支援の質についても引き続き、先ほどありましたようにしなふくだけの問題では当然これはないということを申し上げて、今後はしっかり取り組みをお願いしたいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。

それではまず、平成30年陳情第16号の取り扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来。

○鈴木（真）委員

結論を出すということで、お願いいたします。もちろん虐待はあってはならないことですし、先ほど来虐待防止委員会とか研修をやっていく、これは当然このしなふくだけでなくいろいろなところでも区として指導していく大前提を持った上で、この陳情については先ほど職員の入れかわりですとか不足というお話がありましたけれども、質疑の中でその辺はなかったというふうに判断ができると思いました。その意味で、自民党・子ども未来については、今回不採択ということでお願いいたします。

○若林委員

結論を出す、不採択です。先ほどの質疑の中で会派としての意見も述べさせていただきましたので、それをもってかえさせていただきます。

○石田（ち）委員

結論を出すで、採択をお願いします。やはり先ほど課長もおっしゃっていたように、一人ひとりの障害を持たれた方の希望に沿って、そして重度によって難しかったりしてくる人員配置というのが、基準ではなく特性を把握してよりよい支援につなげるためにもまだまだ工夫の余地があるというお話でしたので、そこを人員配置をさらに充実させていただきたいと思ったり、さらにここで職場環境を整えということも言われていますので、やはりそういった環境イコール質につながってくるのかなと思いますので、利用者が安心して通える施設にするためにも、今回のこの虐待の事案を教訓にして、活かしていただいて、一人ひとりの障害者の人権と命と尊厳が守られるサービス提供、そして施設のあり方にしていただきたいと思いますので、採択をお願いしたいと思います。

○石田（秀）委員長

再度確認します。結論を出すでいいということですね、採択だから。

○石田（ち）委員

そうです。

○木村委員

結論を出すということをお願いします。不採択をお願いします。今回このようなことで人的要因ではないと、数が少ないからどうのこうのではなくて、本当に違うところに原因があるのではないかと思います。

○石田（秀）委員長

それでは、平成30年陳情第16号につきましては、結論を出すとの意見でまとまったようにございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、平成30年陳情第16号は、結論を出すということに決定いたしました。

先ほどの皆さんのご意見を伺いまして、平成30年陳情第16号につきましては、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。平成30年陳情第16号品川総合福祉センターの障害者施設で虐待等を二度と起こさないような人員体制の整備を求める陳情を採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定をいたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後1時5分休憩

○午後2時10分再開

○石田（秀）委員長

それでは、ただいまより厚生委員会を再開いたします。

4 報告事項

専決処分の報告について（報告第19号）

○石田（秀）委員長

次に、予定表4の報告事項を聴取いたします。

専決処分の報告について、報告第19号を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○矢木生活福祉課長

それでは、私から報告第19号、損害賠償額の決定に関する専決処分を報告いたします。

お手元の資料をご覧ください。これは、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、平成30年10月4日に損害賠償額の決定について専決処分を行ったことから、同条第2項の規定に基づき報告いたすものでございます。

1番、件名でございますが、自転車走行中に起きた乗用車との接触事故でございます。

2番、事故の概要でございますが、平成30年7月13日金曜日午前9時45分ごろになりますが、生活福祉課の職員が運転する自転車が、品川区二葉一丁目15番先の交差点に進入する際、安全確認が十分でなかったことから、左側から直進した乗用車に接触し、同車のフロントバンパーを破損したもので、損害賠償額は修理費の1万7,003円、相手方は記載の社会福祉法人でございます。

このたびはまことに申しわけございませんでした。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○鈴木（真）委員

質疑の内容というか、これは仕方がないかなと思うのですが、この方、けがは大丈夫ですか。そちらを心配。事故を起こすと本人のほうが大変なことだし、その辺だけちょっと確認をしておきたい。

○矢木生活福祉課長

ありがとうございます。幸いにもけがはございませんで、一旦停止はしたのですけれども、前に出たところでぼーんというふうに、前輪に当たって前輪が破損したという、その程度で済んでございます。

○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですか。

それでは、ご発言がないようですので、本件および報告事項を終了いたします。

5 所管事務調査

地域共生社会の実現について

～生活支援体制整備の推進～

○石田（秀）委員長

次に、予定表5の所管事務調査を議題に供します。

本日は7月3日の委員会において決定しました所管事務調査項目、地域共生社会の実現についてのうち、生活支援体制整備の推進を調査項目とします。

本日は、まず理事者より資料に基づきご説明をいただき、その後、ご質疑、ご意見等をお願いしたいと思います。

それでは本件につきまして、理事者より説明をお願いいたします。

○大串福祉計画課長

それでは、所管事務調査ということで、地域共生社会の実現について～生活支援体制整備の推進～ということでまずご説明させていただきたいと思います。

お手元の資料をご覧くださいと思います。まず、1番、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備ということでございます。地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者の方のみならず生活上の課題を抱える障害者や子ども等が地域で自立した生活を送れるよう、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制の構築、こういったものが国からも求められているというのがまずは一番前提になっているということでございます。

これを受けまして、2番でございます。区の具体的な取り組みというところでございますが、まずは平成28年から平成29年度、一昨年から昨年度というところでございます。本事業開始後の2年間は協議体やコーディネーター、こういったものの整備を進めるとともに、地域住民が地域の支え合いにつ

いて改めて考え、活動の意義を高め、担い手となることを促すようなことを目的とした区内全域のフォーラム、あるいは各地区の協議体ごとの独自の取り組み、こういったものを実施してきたというのが2年間の取り組みとなっております。

平成30年度、今年度でございますが、3年目となる今年度は地域住民等の意見を反映させることが求められている地域福祉計画、これの改定を今現在行っているものでございますけれども、これの改定の時期に当たっているということで、区民の方からの意見収集ということで各地区の支え愛活動会議、こちらの委員を中心に、地域の課題等について意見を出し合う地区懇談会を開催させていただいたということでございます。

この各地区懇談会の開催の概要でございます。まず、(1)が開催の時期でございますが、平成30年3月から6月、春から初夏にかけて行ったというところでございます。開催の場所といたしましては、全13地区、それぞれ各1回。ただ、荏原第3地区のみは2回開催させていただいたということでございます。そのときの、(3)内容でございますが、まずは趣旨の説明ということで私から第3期品川区地域福祉計画策定ということでご説明をさせていただきました。

その下の黒四角ですけれども、意見交換ということで2つほど皆様方に投げかけをさせていただいたところです。AとBというふうに分けておりますが、Aのところでは、この地域の課題、こういったものは何がありますか、これからどのような地域になっていくとよいと思われませんか。それから、どのような工夫や支援があれば、もっと地域福祉、支え合いですとか、あるいは助け合い、こういったものの活動が進むと思われませんかという2つを投げかけさせていただいたところでございます。

恐れ入ります、裏面をご覧くださいと思います。(4)番、その各地区懇談会でお寄せいただいた主なご意見ということでございます。先ほど投げかけをさせていただいたというところで、Aの地域の課題といったところになろうかと思いますが、その際、やはり総体といたしましてはAのところ、近所付き合いが希薄化しているのではないかというご意見を多数いただいたところです。それに対してどのような工夫や支援があればもっと支え合いですとか助け合いの活動が進みますかといったところで、Bのところになっておりますけれども、黒ポチで1番の問いに対してのところは5つほど入っておりますけれども、町会・自治会、民生委員、こういった方たちの間の見守りなど、専門職ではない方のゆるやかな気づきの見守りネットワーク、こういったものがあるとよいのではないかとか、やはりそれよりも、まずは地域で挨拶をし合う関係づくり、こういったものが重要。また、近隣住民の関係づくりには、一定のプライバシーの配慮も大切ではないか。商店、薬局などの日常적인見守りも大切。また、日ごろの近所づき合いは難しくても、例えば防災訓練、こういったものに参加することで自分が住む地域を知ってもらうような形をとったらどうだと、そういったご意見もいただいております。

それから、もう一つ出た意見といたしまして、やはり地域活動などへの参加者が固定化しているよというご意見をいただいたところでございます。Bといったところでございますが、多世代交流が大切なのではないかと。また、イベント等では高齢者、障害者、子どもなど、分野・年齢を制限しない、限定しないような形をとってはどうかなのか。新たに地域活動に参加してもらうために、知り合いからの声かけなどきっかけづくりや敷居、こういったものを低くする工夫が大切なのではないかと。また、楽しい、あるいはおもしろい、やりがいがあるなど参加者自身がメリットを感じられれば、おのずとそういった活動に参加しやすくなるのではないかと。町会・自治会、高齢者クラブなど各団体の代表者の負担が増えている、こういった反応、ご意見もいただいた。

その次でございます。偏見や差別がなくなるとよいのではないかとといったご意見も多数いただいたと

ころでございます。Bのところになりますけれども、高齢者や障害者の施設と地域との日常的なつながりが大切。理解が深まり、温かく見守る関係ができるといいのではないかというご意見。また、成年後見制度利用への偏った情報が広まっているよ。正しく周知していくことが必要なのではないかという、これはかなり細かい話になりますけれども、こういったご意見をいただいております。

それから、その下でございます。お手伝いをしてくれる人の発掘や確保、こういったものがやはり必要なのではないかと。それに対して、やはりBのところですが、ボランティア不足の対応として、情報発信の工夫や有償化、あるいは学生、そういった方、若い力を取り込む、こういったものの検討が必要なのではないか。また、交流の意欲があっても、交流したいよという意欲があったとしても、会場へなかなか自力で行けなくなっている人が増えている。こういったものが問題ではないかといったご意見をいただいております。

また、相談窓口の周知や各団体との連携が必要というところでございます。Bのところでは、地域で気になる人がいるときの相談場所がわからない。また、同じ地区で活動する団体のことをよく知らない。組織間の情報共有や意見交換、こういった場があるとより連携ができるようになると思うといったところでご意見をいただいたところでございます。

こうした各地区のご意見を集約させていただいたところで、3番の重点項目というところで一点まとめさせていただきました。日ごろの見守りなどの活動、地域交流、理解促進、生活支援、多機関・多職種の連携、こういったものが必要ということで捉えたところでございます。

4番でございます。今後のこういったことを踏まえての推進の方法でございますが、区全体で仕組みなどを検討する内容につきましては、今まさに地域福祉計画の改定をやっておりますけれども、これの策定委員会等において検討・協議をしていく。それから、各地区の支え愛活動会議の委員などと意見交換を行っていくほか、地区特有の問題や課題、こういったものを整理し、対応を今後検討していきたいと考えているところでございます。地域共生社会の実現ということで、一歩ずつでも進めていければと考えているところでございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

この各地区の懇談会に出されたこういう声というのは、住民の皆さんに公開はされているのでしょうか。どういう形で。結構みんなも思っていることなのだろうと思うのですが、それをやはり見ないというか、会議体はあったにしても共有していくというか、そういう場が、そういうものがあったのでしょうか。

○大串福祉計画課長

この各地区懇談会で出された意見そのものというのは、ホームページ上では特に公開はしていません。ただ、地域福祉計画の策定委員会をこれまで3回実施をしております、そのときには皆様方に情報提供というか、こういった意見もありましたよということでご紹介をさせていただき、なおかつ説明もさせていただいているところです。

最終的には、計画という形でまとめた中で、こういった全部を全部載せるということは難しいですが、主なご意見、あるいはこういった意見があったよということで一定触れさせていただく予定はしているところでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

包括的な支援体制の構築を国から求められているということなのですが、これは基本的に品川ではどこが担う考えなのか。

それと、各地区支え愛活動会議の委員というのが、もう一回どういうメンバーだったか教えてください。

○大串福祉計画課長

2つご質問をいただきました。後段のほうから、2個目の質問のほうからお答えしたいと。各地区支え愛活動、各地区の構成メンバーは異なっております。その地区のほうで自主的に形成されている活動、協議体という形になっておりますので、町会長や自治会長が中心のところもありますし、そうした中に当然民生委員ですとか高齢者クラブ、地域の中にはPTAの会長が入っていたりとか、地区の学校の副校長先生が入っている地区もありましたし、あるいは在支の施設長ですとかそういった方も入っているところもありました。あくまで地区ごとでメンバーというかそういったものが異なっているというのが13地区それぞれということが一つです。

最初の質問でございます。包括的な支援体制をどこが担うかというご質問でございました。どこかというのはなかなか難しいところかとは思っております。一定、地域福祉ということに関していきますと、私ども福祉計画課のほうで所管をさせていただいておりますけれども、実際問題の相談の窓口であったり、あるいは相談の体制づくりであったりというのは、やはり例えば子どもであれば児童センターが中心になってきたり、あるいは私どものほうでやっている支え愛・ほっとステーション、こういったものが高齢者ですとかそういった地域の中での相談の窓口といったことになりますので、おのずと所管ごとにそれぞれ異なっておりますけれども、国のほうから求められているのはやはりそういった包括的なもの、あるいは横断的な相談体制をつくってほしいということが求められておりますので、そこに向けてこちらのほうでどういった形が一番ふさわしいのか、どういった形が一番地域を支える上で有効なのかというのは今後とも考えながらやっていきたいと考えているところでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

今年に入って地域包括支援センターの機能強化についてですとか一部改正についてというのが厚労省から幾つか文章が出されているのですけれども、その中で改めて改正後の地域包括支援センターの目的というところで、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置される」ということが書かれているのですけれども、この地域包括支援センターということでの、国のほうでの中核的位置づけというところでは品川区としてはどう考えられているのかということはいかがでしょうか。

○大串福祉計画課長

地域包括の役割といったところ、これまで当然高齢者といったところで進めてきたところですし、その位置づけは大きく変わるところではありません。ただ、求められているありようといいますかそういったものがやはり大きなところになりますけれども、我が事、丸ごとといったところで進めていくという大きな流れの中では、地域包括支援センターが中核的な役割といったところで求められていると考えておるところでございます。

あわせて、我々のほうでも、先ほども言いましたけれども、支え愛・ほっとステーションですとかそういうところでの役割分担、あるいはすみ分けといったところも考えながら、全体的に包括する支援

体制、地域の方が気軽に相談でき、なおかつ専門的なところにつなげていけるといった仕組み、流れといったものをつくってあげればと考えております。

○鈴木（ひ）副委員長

この地域包括の丸ごとという形でのモデルというのが、23区の中でもされています。3区ぐらいやられているのですけれども、その中で世田谷区で話を伺ってきたところでは、本当に地域包括支援センターに保健師、社会福祉士、主任ケアマネと3職種が配置されて、そこで障害者の相談も受けるというふうなことにしたという話を伺って、それは障害者のところですので相談する場所が増えたというところで、また保健師や社会福祉士も一緒に相談に乗るというふうなことで、今までサービスにつながっていなかった方がサービスにつながって、すごくそれが拡大する、掘り起しというところで支援につながったというのがすごいメリットと、そういうふうなところで言われたのですけれども、それはただそこで計画を組むのではなくて、計画となっていればやはり障害者の専門のところに戻していくというところで、第一次的な困り事、ここの中にもどこに相談をしたらいいかわからない、場所がわからないというのがご意見の中にありましたけれども、そういうところで地域包括の役割というもの、そういうことで充実していくのが大事なかと。

そこと、この支え愛・ほっとステーションも地域包括の一つというか、そういう形でほかの自治体はされていると思うのです。だから、それが在支は在支、支え愛は支え愛みたいな形で、それぞれ役割分担ということで本当に包括的な、つながっていくのかなと、そんな思いがしているのですけれども、その点は。

○大串福祉計画課長

包括という捉え方はいろいろな捉え方があろうかと思えます。今世田谷の事例をご紹介していただいたのですけれども、本当にそういった形をとるところもありますし、少なくとも品川区の場合、これまでも在支という形で20カ所進めてきたところがまずは基盤としてあります。それから、昨年全地区展開がおかげさまでできました支え愛・ほっとステーションというところ、各13地区にそういった相談できる窓口ができた。これも大きな財産と考えているところでございます。

そうした中で、支え愛・ほっとステーションはまずやはり一番ハードルの低いところでの相談場所、何か地域で困り事を抱えた方が気軽に相談できるような場所ということで窓口をつくらせていただいたということでございます。そこからさらに専門的な領域といったところ、各専門機関へつなげていく。このつながりがスムーズに進めていければ品川区なりの包括支援体制といったものが構築できると考えているところでございます。

支え愛・ほっとステーションにつきましては、昨年全地区展開できたといったところでございます。まだまだ未完成なところもありますけれども、そこにつきましては今後支え愛・ほっとステーション、社協等を含め、あるいは地域の方と先ほど言いましたように懇談会等々を通じてどういった役割ができるかといったところについてはお話を進めてあげればと考えているところでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

これはずっと区議会でも何度も申し上げているところですが、ほかのところは皆移行しているにもかかわらず、品川区で在支がなぜ地域包括に移行しなかったかというのは、そもそも在支の段階から、全て把握はしていないのですけれども、ほかの幾つかのところでは、その在支のところから保健師や社会福祉士も3職種が大体配置されていたので、この法律が変わったときにスムーズに地域包括に移行できて、業務を新たに拡大していくと、そういう形でされていたというところでお聞

きしたのですけれども。そういうところでは、やはり品川区の場合は、在支には保健師はほとんど配置されていませんし、社会福祉士も全てのところに配置されていないということでは、やはり本当に専門職に受けられて見通しが立つという体制というのは、私は本当にぜひつくっていただきたいということとずっと言っているところですが、ぜひそういう国のほうでつくろうとしている地域包括のところと、ちょっと品川区独自のものというのがすごくあると思うのです。そういう点では、やはり専門職をしっかりと配置していただければもっと充実をするのではないかと私はずっと思っていますので、改めてその辺のところは要望しておきます。

○こんの委員

まず、ちょっと現状というか確認です。平成28年度から平成29年度の間で、いわゆる各地区の会議体ごとに独自の取り組みを実施してきましたというところ。改めて、この独自の取り組みというところを具体的にどのような取り組みをしてきたのか。今、支え愛・ほっとステーションの話もありましたけれども、そうした支え愛・ほっとステーションの実績など、各地区で具体的にどのような独自の取り組みをしてきたのか、まず教えてください。

○大串福祉計画課長

一昨年、昨年の流れというところでございます。支え愛活動会議に我々のほうでお邪魔をさせていただいて、この協議体というところで皆様方とぜひぜひお話をさせていただきたいというところをまずは取っかかりにさせていただきました。

そうした中で、具体の取り組み、例えばある地区ではこの支え愛活動のメンバーが中心となってイベントといいますかそういったものを展開していただいた地区もございます。当初はそういう地域センターを使って、そこに支え愛活動のメンバー、先ほど申し上げました高齢者クラブの方ですとか民生委員、町会長、あるいは学校の関係者、こういった人が集まってイベントを開催していただく。まずは、顔の見える関係をつくっていきよということから始めていただいた取り組みもありますし、またそれはその後かなり発展をして、今度は学校を使ってこの学校の中で例えば吹奏楽部の子どもたちが演奏会を開いてくれる、そういったところに地域の高齢者の方をお招きする。あるいはちょっとしたお食事、あるいはおやつ等々を出しながら交流を深めていく、こういった流れも展開されていったところがあります。また、従来から民生委員等々を中心に交流会をやっていたところもあります。そういった形で、本当に各地区それぞれいろいろな取り組み方があるところがございますけれども、そうした中で少しずつでも進めていく。ただ、中にはやはり支え愛活動会議という形で何かご議論といったところがまだまだ始まっていらっしやらないところもありましたので、ぜひこういった流れの中で他地区の事例なども紹介しながら進めていただければといったところでご紹介させていただいた事例というものの中にはあるところがございます。

○こんの委員

ありがとうございます。いわゆる会議体、各地区で進める温度差は、進め方はある。これは機運醸成ではないですけれども、皆さんがこうだね、ああだねという地元の課題をご自分たちで意識して出して進めていくというのがある意味ポイントかと思うので、そこら辺のところは引き出してあげながら進めていくのは、やはり区の支えと区の呼びかけというのが必要かと思いますが、その点はどういうふうになっているのかということと、あわせて支え愛・ほっとステーションの実績などは、始まって全区展開されて、ご自分で相談に行く方もいらっしやるでしょうけれども、民生委員がご相談にかわりに行くこともあるでしょうが、困っている人をつなぐ人はどういう人がつなげてくるのか、そこら辺の様子を

教えてください。

○大串福祉計画課長

各地区へのアプローチの仕方とかそういったところになるかと思いますが。まさにいみじくも言っていたように、本当に各地区で千差万別でございます。また、各地区が持っている課題もそれぞれ異なっているといったところ。だから、一律13地区全体に何かというところはやはり難しいのかなと考えているところです。

そうした中で、支え愛活動会議の時期にお邪魔させていただいて、例えば自主的にいろいろなことをやっていこう、こういったことをどんどんやっていこうというご意見を出していただいている地区もあります。そうしたところでは、ではこんな視点では今度どうだろうとか、そういったお話もさせていただく場面もある。また、そうではないところ、一体ではどこから始めようかというところもあります。そうした中では、先ほど申し上げましたように、ほかの地区の事例ですけれどもこんな感じでやりますよというご紹介をさせていただきながら、地区の皆さんが自主的にといますか、ご自分たちで問題を捉え、ではどのようにやっていこうかというのを一番大切なポイントです。行政からの押しつけということではなく、あくまで地域の皆さんからの自発的なお考えで何か行動していただけるというような雰囲気、関係、こういったものを我々のほうではつくってあげたいと思っています。それについても、来年以降も各地区お邪魔させていただきながら一緒に考えていければと思っています。

それから、ほっとステーションの関係でございます。やはり圧倒的に窓口のほうにご相談に来ていただくというケースが多いです。今まさに委員もおっしゃっていただいた、民生委員との関係、これもやはり地区ごとでいろいろ違いますけれども、民生委員からこんな気になる人がいるのだけれどもといった相談事例もステーションに持ってきていただいている、こういったものもあります。そこから先のといったところで、それぞれのケースごとということにはなってしまうかもしれないのですけれども、しかるべき専門機関、例えば在支とかそういったところへのつなぎもあわせてステーションでもやっているといたるところです。

○こんの委員

今課長がおっしゃっていただいた、区からの押しつけではない地域の皆さんのそれぞれの課題を自分たちでどうするかというところで、自分たちもこれから先このままではだめだよと何となくイメージはしているのですが、それを具現化というか、では誰が先導してどういうふう具体的にしていくのか、できそうでできないとか、決められそうで決められないとか、そこら辺のところというのはやはり共生社会という、何となくわかりそうでわからない、だけれども大事だよなと思いつけている皆さんの思いを、これが区との協働という一つのまちづくりという観点から、私は今回都市問題会議に行ったときにまさにその話が出ていて、行政の押しつけではないのだけれども皆さんの思いが形になるようにするためには、徹底的に行政の人が皆さんの思いを聞く体制で、その課題を形にして差し上げるというやりとりが、皆さんが、あ、自分たちでできるのだなという思いになっていくと、こういう報告があったのです。形になりそうでならないこの支え合いの包括的なところは、困っている人がいるのだけれども、この困っている人をではお友達が支えればいいのか、そのお友達も支え切れなくて誰に相談していいかわからない。

さっき意見の中で緩やかな気づきの見守りとありました。私もこれはすごく思うのですけれども、ケアマネジャーがいてヘルパーがいて利用者がいて、このヘルパーやケアマネジャーでは見守りし切れな

いところのご近所だったり利用者のお友達だったり、この人たちも一緒になった、ちょっと言葉は悪いですけども実働部隊になっていただくと、非常に支えていかれる仕組みができるかなど。そこら辺のところは、できそうでできないのをこんな感じにしたいのだという皆さんの思いをぜひ区が形になるように、よくよく懇談会とかでお話を聞いて差し上げて具現化していくということが必要かと考えるのですけれども、いかがでしょう。

○大串福祉計画課長

委員まさにおっしゃるとおりで、地域の皆様方の本当に主なご意見ということでご紹介させていただいています。これ以上、もっとたくさんのご意見をいただいております。我々が考える以上に地域の方たちも課題であったり今後であったりということですのでよく考えてくれています。

そうした中で、今回はこういった形でご意見を出していただいたところでちょっととどまっておりますけれども、ぜひまた例えばこういったものがあつたらいいよねというところでご意見をいただいています。これをやはり取っかかりにしながら、また地区のほうにお邪魔をさせていただいてこういったご意見を出していただいた。例えばほかの地区ではこういったことに対してこういったことをやっているよということをご紹介させていただきながら、当然それが全てその地区に当てはまるわけではありませんけれども、そういった事例もありますよ、あるいは区のほうとしてこんなことをやっていますということをご紹介させていただきながら、あ、だったら我々だったらこういうことができるかなとか、だったらこういった取り組みをしていくととてもいいのではないかというようなご意見をいただけるように、やはりそれは我々のほうでも丁寧こういった地区の中に入っていきながら一緒に考えていくべきものと考えていますし、そういった形でちょっとでもきっかけづくりができれば、集まっていっている方皆さん本当に問題意識をお持ちの方ばかりですので、そうした中で、ではこういったことがいいのではないのというのが少しでも出てくると、すごくそれが大きく回っていく予感はあるところなんです。それをぜひまた地域福祉計画を策定しますので、そういったものも皆様方にご説明しながら、そういった流れ、そういった方向性といいますか、そういったものを皆さんと探っていきたいと考えております。

○こんの委員

課長が今おっしゃってくださったように、このほかに出ていたご意見を形にしていく、その中で、これも全国都市問題会議の講演の中であったことですが、地域住民の方々がやろうとされているところの理念だけか思いだけではなくて、それに予算化されていくとまた動きやすいというものが出て、そこもきちんと行政と地域住民との中での協働というところで予算化をしていくことが大事だという話も出ていて、まさにそうだなと。今まで品川区の、ちょっと協働の話になってしまいますけれども、協働というところでは、区のテーマに基づいて誰かやってくれませんかという感じがするのですけれども、そうではなくてボトムアップで地域の人がこうやりたい、それは必要だよ、でもそうやって全区ではなくてこの地域だけだからという捉え方ではなくて、これがきっかけとなってほかもそうかもしれないという捉え方で予算化していくという話もあったのです。だから、その一個だけで全区公平性とかいう観点で、一カ所だけではなくて全部にそういう声が出ないとできないよではなく、それが一つの包括ケアのきっかけになるのだと捉えていくという考え方の事業展開をしていくものが、もし予算が必要であれば、そういったところもつけていくような進め方が必要ではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○大串福祉計画課長

いわゆる地域経営といいますか、地域をどのようにしていくかといったところで、人はいる。あるいは思いもある。だけれどもお金がないといった状況も出てくるかと思います。そうした中で、地区の中で例えば品川区全体でどうこうということではなく、少なくともその地区の中でこういうことをやりたい、そのためにはどうしても何か道具を考えていかなければならない、そのためのお金が必要であるとか、そういった中でまさに自分たちの地区をよくするために自分たちで何をするか。そのためにやはりどうしても予算的なお金が必要になってくる。そうした中でそれを議論しながらそれを具現化していけるというのは非常に大きなポイントだと思っております。

その辺、先行事例も幾つかあると認識しておりますので、その辺も見させていただきながら、どういった形で本当に品川区という都心の区、あるいは各13地区それぞれ個性がある地区展開をしております。その中でどういった形が一番合うのか、まさに皆さん方が我が事、丸ごとというふうに捉えて地区をどのようにつくっていくのかといったところを踏まえた上で考えていきたいなと思っております。

○若林委員

今、改めて共生型ということで、どういう形にすればいいのかと、すぐそういう発想になってしまう。今のこの委員と非常にいい議論をされたのかなと拝聴させていただいております。

さまざま、第3回目の地域福祉計画策定委員会を傍聴させていただいて、3回さまざまたくさんの資料がホームページ上で公開されていて、全部読んで分析してということは何もないのですけれども。改めて第2期の今の地域福祉計画、共生社会の実現に向けて今は地域福祉計画をしっかりと来年の3月、今年度末までに策定するという今の取り組みになっている、共生型とか地域福祉ということで、第2期で行われてきたいわゆる既存のサービスがあって、今度第3期をつくるためにさまざまな懇談会、アンケートにてたくさんのご意見をいただいて、第3期で、策定中でありましてけれども、いわゆる共生型の地域福祉型の新たな何か目玉になるような事業を考えておられるか。結局一つの感想は、今までの既存のサービスを誰かがやると、いわゆる縦割りの中で行われているのが今のサービスの現状、今度は、新たな目玉事業というのも、それは小山台の跡地に共生型の富山型デイサービスをつくったらいいとか、いわゆる共生型のモデル事業をとかということは議会の中で言わせていただいておりますけれども、それはそれとして、いわゆるソフトの面でなくてもいいというものもあるかもしれないというものでも、どうやって行政も地域も専門機関も一緒になってまさに区役所の中で横断的にはこれはできないものですから、さっきもご答弁がありましたけれども。それを本当に横断的にやるにはどうしたらいいのかというのが一つの大きな課題なのかなと思うのですけれども。すみません、ちょっと質問というか議論というか、そういう感想を持っていますので、何かコメントがあれば。

○大串福祉計画課長

本当にそういう、今日の一番最初に書いてあるように包括的な支援体制というもの、これが求められているということがまずは本当に大前提になっています。ただ、そうはいっても、ではどういった形が一番いいのかというのは本当にさまざまなご意見が出てくるでしょうし、また理想としてはそういうものがあっても現実的にそれが具現化できなければやはり意味がないなといったところです。そうした中で、具体的な形のもの、今あるものもそうですし、そういったものを、ではどこどこをつなぎ合わせるとより、ここで言っているような包括的な支援体制というものになっていくのかというのは、今後策定委員会の中でもやはり議論になるところかと思っておりますし、それを踏まえた上で計画が最終的には形になってこようかと思っております。

そうした中で、やはり再三言っていますけれども、支え愛・ほっとステーションを昨年全地区展開で

きたといったところでは、これが一つ大きなキーワードといいますか軸になってこようかとは考えているところがございます。ご案内のように、今2人のコーディネーターが配置されているといった中で、さまざまな活動をしていただいているところです。これをまた周知がさらに深まり、また皆さんからこれが認知されるようになってきますと、次の展開がまた見えてくるのではないかと非常に期待をしているところですし、そこに対して区のほうでさまざまな支援等々考えられてこようかと思いますので、目玉ということではないですけれども、やはり既存のもの、今既に品川区として確立あるいは構築しているもの、さまざまな形があります。そういったものをうまく連携させるような形、連携させていくにはどうしたらいいかといったところはこれからも考え続けていきたいと考えております。

○若林委員

こんの委員の議論に続きますけれども、せっかくのアンケート、懇談会での声を本当にどういうふう
に形にしていくのかというのは、また形にしてどのように見せていくのかというのは、すごく大きなポイントで、せっかく言ったのにと、別に言ったことが全部形になるとかそういう意味ではないのですけれども。

これはいわゆる区役所にとって今までのパターンだと非常にやりにくい仕事の一つです。地域の方と、さっきの、昔は協働型、提案型というテーマを決めないでと、ちょっと違う企画になりますけれども、でも何年かやったけれども出てこなくなって結局区のほうからのテーマを出してそこに手を挙げてくださいということで、それで上がってくるのですけれども、やはりご提案に対して区としては策定定員会を設けてこれはできます、これはできません、ここはこうしてくればできますという、ある意味で一方通行の中でのお仕事やはりどうしても組織なので、すごくよく認識はするのですけれども、多分こんの委員が言っていた問題は、さっきのコーディネーター、社会福祉士の資格の方も、民間の方もいらして、まさにそういう、お互いの意見をぶつけて、どこで折り合いをつけるかというのは彼女たち、彼たちにすごく期待を僕はしたいと思うのです。多分、行政マンが前面に出てしまうとまた同じ、別に悪口を言っているわけではなくて、区の体質としてのところがあるので、何とか形にするには、行政の方がそういうふうのできるのであればやっていただきたいし、もしそれが難しいということであれば、そういう民間の方で本当に議論、話し合いをしながらその声を何とか形にするにはという、対話をしっかり。言葉で言うのは簡単なのですけれども、都市問題会議で聞いてもそれは大変な作業だった、あれは。これはなかなか行政の人にできないよなというのを、やはりそういう特別スペシャルな行政体では、全部が全部ではないですけれども、一部をそういう事業でやっていて成果として発表を当然される。何とかそういう、箱とか何かではなくて、逆にそういう地区。一つは何か皆さんの声を一緒になって、行政も民間も一緒になって形にした。これが本当に目玉ですよ、これが品川区の共生型の一つの形なのですよと見せていただくと、すごくいいのかなと思いました。

とりあえず、すみません、もういいです。感想だけで。ありがとうございます。

○石田（秀）委員長

ほかにありますか。

私、ちょっとこれ、やっていいかな。決特でやろうかと思っていたのだけれども、頭出しするみたいで悪いのだけれども、今の話をせっかく各地区懇談会でお寄せいただいた、こんの委員からも話があったのですけれども、私、ここに言っている希薄化から参加者を固定化しているとかいろいろなお手伝いをしてくれる、こういういろいろなご意見があった。先ほどもちょっと言っていたのだけれども、紹介をしていくといういろいろなご意見があって、いい事例が。そのときに、誰がいてお金は出どころがど

こで、どういうところがこういうことまでしているからこれができるのだというところまで入ってほしいなと思っている。それを本当は一番やりたかった。

何でこういうことを言うかという、私も知らないのだけれども、うちのほうの例えば第一地域センターだと、近いから知っているところというのものもあるけれども、例えばちびっこまつりというのをやっていて、それなんかは商店街と町会がお金を半分ずつ持って、消防署、警察署、消防団、区も参加をさせていただいて、ちびっこまつりをやる。では、小規模多機能がうちのほうにあって、そこは認知症カフェを皆さんのほうの費用でやると。そのときに品川女子学院の生徒が来てくれて、一緒に高齢者の方とやってくる。小規模多機能の認知症のカフェの人たちもイベントのときに一緒に出てきてくれたりしている。それから、例えばシルバーセンターで台場小学校と交流をしている。ここは前々校長先生ぐらいが非常に気合が入っていて、一緒にやりましょうというのを継続して今やってくれている。そういうのがあったり、ママ活という女性が頑張っているところがあって、これは子育て支援課のほうの費用でいどばたというのをやっていて、そこに高齢者の方を呼んでいる。もっと大きい話をすると、例えば今リハビリテーションパークができてケア協が入って、ではそこで医療、介護。これで地域の中で連携をしていきましようというのはまさに皆さんのところだけれども、こういうことでそれがうまくいっているかという、老健とか今これはまだ始まったばかりなので、これからそれを今どこをしっかりとやっていこうと、ここはすごく模索をしているところだけれども、こういう私が知っている地域、第一地域センターだけだっってこういうことがいっぱいあるわけではないですか。多分それは皆さんご存じ。そういうときにお金の出どころ、どこが中心、誰がと言ってもいい。こういう人がいたからこの町はこういうふうイベントができています、さっきの校長先生の話ではないけれども、こういう校長先生がいたからこれがうまくつながっているのですとか、こういうことがあるわけだね。

今、我々が地域でそういうことをやる時に合言葉にしているのは、何でもありでいこうぜと、こういうことは。もう一個は、「いい加減」でやろうと言っている。いいかげんではないのだよ。「いい加減」でやろうではないかと言っている。これが地域でみんな合言葉でやってこうというふうに、いろいろな会で、町会だ、商店街でいつもそういうことを言っている。

こういうのを、せっかくこれで聞いていただいたのなら、そこまでお金の出どころなり地域事情なり、こういうことはこういうのができていて、こういうふうになっているよ。もっと言うと、例えばちびっこまつりなんてすごくいいことだから広げてやろう、隣の町会も一緒にやらせてくれと。そうしたら、それはある町会長がやってすごいいいでしょうと言ったら、周りの町会が、あの町会長がこれをやったら、何か手柄を半分とってしまったみたいになるから、ほかの町会が手を出せないとかそういう事情があるわけ。だから、そういう事情まで入ってほしい。そうすると、ただこういうことをやっていますよという紹介と、ちょっと意味合いが違ってくるでしょう。同じ地域センターの中でもこういういいことをやっていますよ、だけれども、それをただ紹介をするのではなくて、お金の出どころ、人の流れ、同じ町会長同士の兼ね合いというのもわかってくれたり、校長先生がこう言ったとか、そういうことをわかってくれるともっと話しやすくなるでしょうと。

こういうことがないと、こういうさっき言った子育て支援も含めて、お金の出どころも違うわけではないですか。こういうことまでわかって、そういうリストをつくってもらって、それを各地域にいろいろなこういうことがありますよというふうな話まで行ってくれないと、多分これはうまくいかないのだ。そうすると、人のつき合いだったり希薄化だったり、いろいろなつき合いができてきて、みんなそれに参加できるようになると思っているわけね。

で、こういうのを決特でやろうと思っていたので、今のは質問しない。こういうことをやるのでという頭出しだけしておく。それだけです。

○こんの委員

先ほどのこと、もう一言。

今委員長がおっしゃったところの視点は非常に大事だと思うところで、また全国都市問題会議の話で大変恐縮なのですが、ちょっと言葉をどういうふうに入れていいかあれなのですが、要するに、今委員長がおっしゃったようなことに踏み込んで皆さんへのご紹介というはあるのに、区の方が汗をかいていただかないと、機運醸成は自然発生的なものではないので、このようなやり方もあんなやり方もと踏み込んだらそれって全国都市問題会議で事例が出ていたところは皆さん行政が汗をかいて必死になって伝えて、それで形にしてきたという事例でした。ですので、ぜひ私もそれをお願いしたいと思います。

何かあれば、お願いします。

○大串福祉計画課長

機運醸成、言葉で言うと本当にさらっとしてしまいますけれども、まさに委員おっしゃるとおりで、委員長もおっしゃっていただいたように簡単に機運なんか醸成できるものではないのは重々わかっています。そうした意味では、全部14回、3月から6月にかけて私のほうでお邪魔させていただいたところもあります。私がどうこうということではないですけれども、本当に行政のほうでもアプローチの仕方、こう言ってしまうとあれかもしれないですけれども、仕掛けであったりとかそういったところはさまざま考えていきたいと思えますし、地域の皆さんの思いを受けとめた上で、それをどうすれば一番形にできるかといったところは考えていきたいと思えますし、それは我々だけが一方的に考えるものではなく、やはり地域の皆さんと一緒に考えていく。そうでなければ共生ということも地域をよくしていくという気持ちというのは育まれていかないと考えていますので、そこについては我々のほうでもぜひ地域の皆さんの中に入れていただいて、この地域にとって何が一番大事なのか、どういうことをやればいいのかというのを本当に皆さんと一緒に考えていきたいと思えますし、そのときの方策として、今委員長からもアイデアを出していただきましたけれども、そういったイベントであったりあるいは行事であったり成り立ち方といいますか、そういったところもご提示させていただきながら、まさに話を進めていきたいなと思っております。

○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですか。

では、ご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

6 その他

○石田（秀）委員長

次に、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、厚生委員会にかかわる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目とそれに関する質問内容をこの場でお願いいたします。なお、本会議での質問の繰り返にならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、あす、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも、議論に加わっていただくという形で進めたいと思えます。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問について、終了いたします。
ほかに、その他で何かございますでしょうか。

○松山障害者福祉課長

平成30年7月30日の厚生委員会の陳情の部分についてです。

平成30年陳情第11号、情報公開請求における正しい文書の開示を求める陳情について、補足説明をさせていただきます。

説明の中で、「開示後すぐにご指摘いただきましたので、謝罪の上、速やかに正しい文書の開示を行ってございます」についてでございますけれども、「開示後ご指摘いただきましたので、すぐに謝罪の上、速やかに正しい文書の開示を行ってございます」ということでございます。「すぐに」の使い方が違っておりまして、本当に申しわけございませんでした。

○石田（秀）委員長

今、ご説明がありました。何かお聞きしたいことがありましたら、よろしいですね。
それでは、ほかにその他で何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、ないようですので、以上でその他を終了いたします。
以上で、本日の予定は全て終了いたしました。なお、あすも午前10時の開会でございます。
これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後3時7分閉会